

国立大学法人山梨大学職員給与規程

平成16年 4月 1日制定
平成16年10月28日改正
平成17年 4月 1日改正
平成17年11月15日改正
平成18年 3月22日改正
平成19年 4月 1日改正
平成19年11月21日改正
平成19年11月30日改正
平成21年 2月25日改正
平成21年 3月18日改正
平成21年 3月30日改正
平成21年 5月28日改正
平成21年 6月29日改正
平成21年11月25日改正
平成22年 1月20日改正
平成22年 3月24日改正
平成23年 1月31日改正
平成23年 3月28日改正
平成23年 6月29日改正
平成24年 1月19日改正
平成24年 5月29日改正
平成25年 3月27日改正
平成25年 6月26日改正
平成25年12月25日改正
平成26年 3月28日改正
平成26年11月28日改正
平成27年 3月27日改正
平成28年 1月27日改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人山梨大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第35条の規定に基づき、国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）に所属する常勤職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 外国人教師の給与に関することについては、別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、俸給（俸給の調整額及び教職調整額を含む。）とする。

(2) 諸手当は、扶養手当，管理職手当，地域手当，広域異動手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，安全衛生業務手当，特殊勤務手当，超過勤務手当，宿日直手当，休日給，夜勤手当，期末手当及び勤勉手当とする。

(俸給の調整額)

第3条 職務の複雑，困難若しくは責任の度合い又は勤労の強度，勤労環境その他の勤務条件が，同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊で，同一の俸給月額によることが適当でないとき認められるときは，その特殊性に基づき，俸給の調整額を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教職調整額)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、別に定める職員に教職調整額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給)

第5条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び安全衛生業務手当は、一ヶ月（1日から末日までをいう。以下この項において同じ。）の月額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、一ヶ月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に、支給定日が月曜日かつ国民の祝日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

3 その他給与の支払いに関し必要な事項は、別に定める。

(俸給の決定)

第6条 職員の受ける俸給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、別に定めるところにより、俸給表に定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 一般職員俸給表（一）（別表第1） | (5) 教育職員俸給表（三）（別表第5） |
| (2) 一般職員俸給表（二）（別表第2） | (6) 医療職員俸給表（二）（別表第6） |
| (3) 教育職員俸給表（一）（別表第3） | (7) 医療職員俸給表（三）（別表第7） |
| (4) 教育職員俸給表（二）（別表第4） | |

3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

(初任給)

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格及び降格)

第8条 職員就業規則第13条の規定により昇任させた者及び勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて上位の級に昇格させ、職員就業規則第14条に定める降任をさせた者は下位の級に降格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める

(昇給)

第9条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前の直近の時期に行われた職員の人事評価に関する規程に定める人事評価（この条において「人事評価」という。）の結果（人事評価をしないこととされている職員については、同日前1年間におけるその者の勤務成績）に応じて行うものとする。この場合において、人事評価が行われた翌日から昇給を行う日の前日までの間に、当該職員が職員就業規則第73条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員俸給表（一）の適用を受ける職員で第12条に定める管理職手当の支給を受ける者及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でこれに相当するものとして別に定める職員にあつては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（一般職員俸給表（二）の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、別に定める基準に従い決定するものとする。ただし、60歳を超える職員にあつては、前2項の規定にかかわらず、昇給しない。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 休職中、育児休業中、介護休業中又は大学院修学休業中である職員は、当該期間中は昇給しない。
- 6 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。

第10条 （削除）

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、別表第8（諸手当表）に定める。
- 4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を学長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

- (4) 扶養親族たる子，父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 5 扶養手当の支給は，新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日，扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月）から開始し，扶養手当を受けている職員が離職し，又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し，又は死亡した日，扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし，扶養手当の支給の開始については，同項の規定による届出が，これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは，その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から行うものとする。
- 6 扶養手当は，これを受けている職員に更に第4項第1号に掲げる事実が生じた場合，扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合，扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下，「特定期間」という。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては，これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は，扶養手当を受けている職員に更に第4項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子，父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子，父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子，父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員になった場合における当該扶養親族たる子，父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 7 前6項に規定するもののほか，扶養手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（管理職手当）

- 第12条** 管理職手当は，管理又は監督の地位にある職員に支給し，当該職員の俸給表，職務の級及びその者の占める職の区分に応じて別に定める額とする。
- 2 前項における職員の占める職の区分は，学長が別に定める。
- 3 前項の規定による額は，労働基準法第37条第3項に規定する深夜（午後10時から午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 第1項における職員が死亡したときは，死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。
- 5 第1項における職員が，月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「補償法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。）は，その月の管理職手当は支給しない。

（地域手当）

- 第13条** 地域手当は，勤務地域における民間の賃金水準を基礎とし，当該地域における物価等を考慮して，本学が本拠を置く地域（学部を置く地域をいう。以下，本条において同じ。）及び別表第9に定める1級地から6級地に在勤する職員（以下，本条において「地域手当地域在勤職員」という。）

に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

- (1) 本学が本拠を置く地域 100分の2
- (2) 1級地 100分の20
- (3) 2級地 100分の16
- (4) 3級地 100分の15
- (5) 4級地 100分の12
- (6) 5級地 100分の10
- (7) 6級地 100分の6
- (8) 7級地 100分の3

3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）のうち、別表第9に掲げる地域に所在する機関に在勤する者（当該地域の勤務が6月以内である者を除く。）から職員になった場合、又は、地域手当地域在勤職員（当該地域の勤務が6月以内である者を除く。）から第1項に掲げる地域以外に所在する勤務地に異動になる等地域手当の支給割合が低位となる異動をした場合において、当該職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に勤務していた地域に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による地域手当）を支給する。ただし、当該異動の日から1年を経過した後においては、その額に100分の80を乗じて得た額に減額する。

4 他の国立大学法人の職員、特別職に属する国家公務員、独立行政法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「国立大学法人職員等」という。）のうち、別表第9に掲げる地域に所在する機関に勤務する者（当該勤務が6月以内である者を除く。）が、引き続き職員となり、第2項に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると学長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。ただしこの場合において、採用直前の機関において支給されていた地域手当に相当する手当の支給率を超えることはできない。

（広域異動手当）

第13条の2 職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動

等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 給与法適用者等であった者から引き続き本学職員となった者（任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（法人等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、別表第8（諸手当表）に定める。
 - 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員。（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げ

る職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員。(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額、別表第8(諸手当表)に定める。

3 勤務地を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、人事交流により国立大学法人、国若しくは独立行政法人等の職員であつた者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用等の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

5 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(単身赴任手当)

第16条 国立大学法人の職員及び給与法適用者から本学職員に採用となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、本学採用の直前の住居から採用の直後に本学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(採用の事情等を考慮して別に定める職員)には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、58,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別表第8(諸手当表)に定める額を加算した額)とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(初任給調整手当)

第17条 初任給調整手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第二百二号)に規定する歯科医師免許証を有する者で教育職員俸給表(一)の適用を受ける職員となった日から、一定の期間支給する。

2 前項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

第18条 義務教育等教員特別手当は、教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園に勤務する教育職員俸給表(二)、(三)の適用を受ける者に別表第10の区分に応じて支給する。

(安全衛生業務手当)

第18条の2 安全衛生業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 国立大学法人山梨大学職員安全衛生管理規程(以下「安全衛生管理規程」という。)第6条の規定により学長から指名された衛生管理者

(2) 安全衛生管理規程第8条の規定により学長から指名された産業医

2 前項に規定するもののほか、安全衛生業務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(特殊勤務手当)

第19条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて、次に掲げる特殊勤務手当を支給する。

(1) 放射線取扱手当

(2) 夜間看護等手当

(3) 死体処理手当

(4) 教員特殊業務手当

(5) 教育実習等指導手当

(6) 教育業務連絡指導手当

(7) 大学入試手当

(8) 救急診療従事手当

(9) オンコール手当

(10) 新生児集中治療部夜間等従事手当

(11) 緊急診療手当

(12) 分娩手当

(13) 新生児担当医手当

2 特殊勤務手当に関し必要な事項は別に定める。

(超過勤務手当)

第20条 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定勤務時間を超えてした勤務（職員就業規則第53条に規定する法定休日又は別に定めるこれに相当する日における勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を越えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（休日給）

第21条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 休日において、所定勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）等で学長が定める日において勤務した職員についても同様とする。
- 3 前2項において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日及び日曜日を勤務を要しない日と定められている職員にあっては、当該休日が勤務を要しない日にあたる時は、学長が定める日）をいう。

（夜勤手当）

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第23条 第20条から第22条及び第33条から第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額（扶養手当に係る部分は除く。）、広域異動手当（扶養手当に係る部分は除く。）、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の合計額（次項において「給与合計額」という。）を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第20条から第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、別に定める手当が支給される業務又は作業に該当する場合は、次の各号に掲げる額とする。
- (1) 1時間単位で支給される手当 当該手当の額を前項の規定による額に加算した額
- (2) 1日単位で支給される手当 当該手当の額を1日の所定勤務時間で除した額を前項の規定による額に加算した額
- (3) 1月、1回又は1つの業務対象単位で支給される手当 当該手当の額を給与合計額に加算した額を1月平均所定勤務時間数で除して得た額

（宿日直手当）

第24条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、職員宿日直規程に定める額の宿日直手当を支給する。

- 2 前項の勤務は第19条から第22条までの勤務には含まれないものとする。

（期末手当）

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第5条第2項に定める支給日（次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額（一般職員俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、学長が定める職員を除く。第28条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月 | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| (4) 3箇月未満 | 100分の30 |

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき俸給、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額並びにこれらに対する広域異動手当の月額の合計額とする。

4 一般職員俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき学長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額並びにこれらに対する広域異動手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して学長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額（学長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、学長が定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該支給日の前日までの間に職員就業規則第73条第5項の規定により懲戒解雇となった職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第30条第1項第6号の規定により解雇となった職員（同規則第9条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、国立大学法人山梨大学職員懲戒規程第6条に規定する文書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、学長が定める。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、学長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在(退職した職員にあっては、退職した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の100)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこ

れに対する地域手当の月額並びにこれらに対する広域異動手当の月額の合計額とする。

- 4 第25条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する第5条第2項に定める支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

第29条 (削除)

第30条 (削除)

(特定の職員についての適用除外)

- 第31条** 第3条から第4条、第8条から第12条、第14条、第16条から第24条及び第25条から第28条の規定は、附則第4項の適用を受ける職員には適用しない。
- 2 第20条から第22条までの規定は、第12条の規定に基づく管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

(休職者の給与)

- 第32条** 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、就業規則第20条に基づき長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労基法第76条による休業補償及び補償法の定めるところに従い、休業補償給付または傷病補償年金等(以下「労災補償等」という。)を受けることのできる場合には、給与の額から当該労災補償等の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年(結核性疾病にあって2年)に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当(以下この項において「俸給等」という。)の100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 4 職員が研究、共同研究等により休職を命じられた場合には、その休職期間中、俸給等の100分の70を支給することができる。
 - 5 職員が休職(前4項の休職を除く。)を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、そのつど定める。

(育児休業等の給与)

- 第33条** 国立大学法人山梨大学職員の育児休業等に関する規程(以下「育児休業規程」という。)により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、イからロのそれぞれの手当を支給することができる。
 - イ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員 当該基準日に係る期末手当
 - ロ 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間が

ある職員 当該基準日に係る勤勉手当

- (3) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間（当該育児休業期間が平成22年3月31日以前である場合にあっては、当該期間の2分の1）に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- (4) 職員が育児部分休業（育児休業規程第18条第1項第1号に規定する部分休業をいう。）の申し出をして勤務しない場合には、第35条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 前4号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業取得者の給与）

第34条 国立大学法人山梨大学職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業規程」という。）により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、イからロのそれぞれの手当を支給することができる。
 - イ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員 当該基準日に係る期末手当
 - ロ 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員 当該基準日に係る勤勉手当
- (3) 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- (4) 職員が介護部分休業（介護休業規程第17条第1項第1号に規定する介護部分休業をいう。）の申し出をして勤務しない場合には、第35条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 前4号に規定するもののほか、介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第35条 職員が勤務しないときは、休日である場合、就業規則第55条に規定する有給休暇による場合、就業規則第38条の規定により職務専念義務を免除された場合及びその他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、療養のための就業規則第60条に規定する病気休暇の期間につき労災補償等を受ける場合にあっては、当該期間につき支給される給与額から当該労災補償等を受ける額に相当する額を控除した額を支給する。
- 3 就業規則第54条の2第2項の規定により代休を与えた場合は、給与から代休の当日分相当を減額するものとする。

（その他）

第36条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

- 2 特別の事情によりこの規程のよることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）附則第 4 条に規定する職員のうち、大学の成立する日（以下「成立日」という。）において引き続き大学の職員となった者（以下「承継職員」という。）に係る俸給（俸給表、職務の級及び号俸）については、別に通知をしない限り、成立日の前日に受けていた俸給と同じ俸給に決定されたものとみなす。なお、この場合において俸給表の名称については、次表のとおり読替える。

成立日の前日における俸給表	成立日において決定されたとみなす俸給表
行政職俸給表（一）	一般職員俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職員俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職員俸給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職員俸給表（二）
教育職俸給表（三）	教育職員俸給表（三）
医療職俸給表（二）	医療職員俸給表（二）
医療職俸給表（三）	医療職員俸給表（三）
指定職俸給表	第 4 項に定める。

- 3 承継職員となった者であって、成立日の前日において山梨大学長から給与法第 11 条（扶養手当）、第 14 条（住居手当）、第 15 条（通勤手当）又は第 16 条（単身赴任手当）に規定する手当の認定を受けている者が、成立日においても成立日の前日と同様の当該認定を受けるに足りる各々の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該手当の支給に関しては、成立日において第 9 条（扶養手当）、第 12 条（住居手当）、第 13 条（通勤手当）又は第 14 条（単身赴任手当）の規定による認定があったものとみなす。
- 4 承継職員となった者であって、成立日の前日において、給与法第 6 条に定める指定職俸給表（以下「指定職俸給表」という。）が適用されていた者のうち、その適用を受けるための要件となった併任官職に相当する法人化後の役職に引続き在任する者の俸給（号俸を含む。）については、指定職俸給表の相当号俸に準拠した額の俸給月額に決定し、その在任期間中に限り引き続き適用する。

（平成 21 年 6 月に支給する期末手当における読替）

- 5 第 25 条に基づき平成 21 年 6 月に支給する期末手当にあつては、同条第 2 項前段中の「100 分の 140」を「100 分の 125」に、同条同項後段中の「100 分の 120」を「100 分の 110」にそれぞれ読み替えるものとする。

（平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当における読替）

- 6 第 28 条に基づき平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当にあつては、同条第 2 項中の「100 分の 75」を「100 分の 70」に、「100 分の 95」を「100 分の 85」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成 16 年 10 月 28 日）

- 1 この規程は、平成 16 年 10 月 29 日から施行する。

- 2 平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）に在職し、かつ、平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間及び平成17年11月1日から平成18年3月31日までの間（以下「寒冷地手当支給期間」という。）に在勤する職員（退職、異動等により寒冷地手当支給期間の一部のみ在勤する者も含む。）には、第2条の規定にかかわらず別に定めるところにより寒冷地手当を支給する。
- 3 前項による寒冷地手当の支給は、第5条第1項に定める俸給の支給方法に準ずるものとする。
- 4 寒冷地手当支給期間においては、第23条中「及び教職調整額」とあるのを「、教職調整額及び寒冷地手当」と読み替えるものとする。
- 5 寒冷地手当支給期間においては、第32条に定める「俸給等」には、第2項による寒冷地手当を含むものとする。
- 6 旧基準日以降に他の国立大学法人（大学共同利用機関法人を含む。）職員、一般職の国家公務員、地方公務員、独立行政法人職員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員を退職し、引き続き本学職員となった者で、本学採用前の勤務機関の所在地が平成16年3月31日現在の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に定める地域（以下「旧寒冷地」という。）にあったものについて、次の各号のいずれにも該当する場合は、第2項にいう旧基準日に在職した職員とみなし、同項を適用することができる。
 - (1) 本学採用直前の機関において寒冷地手当（相当する給与を含む。）の支給対象（経過措置を含む。）となっていたこと。
 - (2) 旧基準日以降本学採用までの間に旧寒冷地以外の勤務地に勤務したことがないこと。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月15日）

（施行期日）

- 1 この規程は、決定の日の属する月の翌月の初日（決定の日が初日であるときは、その日）から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、学長が別に定める。
 - 一 別表第1から別表第7までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額
 - 二 第36条の規定に基づく特段の取扱い若しくは附則（平成16年4月1日）第4項の適用に基づく給与法第6条に定める指定職俸給表に相当号俸に準拠した俸給月額

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 3 前項の規定の適用については、この規定に定める職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第1項の規定による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する読替)

4 平成17年12月に支給する勤勉手当にあつては、第28条第2項第1号中の「72.5」を「71.5」に、「92.5」を「91.5」に、同項第2号中の「40」を「36.5」に、「50」を「46.5」に、平成17年12月に支給する期末特別手当にあつては、第29条第3項中の「175」を「171.5」に、「95」を「96.5」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 (平成18年3月22日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

第3条 切替日の前日において職員給与規程別表第1から別表第7までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(別に定める職員にあつては、その定めによる期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員(次条に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

3 切替日の前日において給与法に基づく指定職俸給表の準用を受けていた職員の俸給月額、別に定める。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において職員給与規程別表第1から別表第7までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、別に定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の俸給月額については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

第6条 附則第1条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程及びこれに基づく規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第7条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が

同日において受けていた俸給月額（平成24年5月1日現在において適用される俸給表・級・号俸による俸給月額が、職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年5月29日）において減額改定された俸給表・級・号俸が適用される者にあつては、切替日の前日に受けていた俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給することとし、平成26年4月1日以後、支給しない。

- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに採用されることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 第1項が適用される職員（前2項の規定により準用される場合を含む。）については、その適用を受ける間、職員給与規程第13条に基づく地域手当は支給しない。ただし、職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月22日）附則第10条に定める地域手当に係る経過措置の適用を受ける者については、この限りでない。

第8条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第25条第4項（職員給与規程第28条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第29条第4項の規定の適用については、職員給与規程第25条第4項及び第29条第4項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成18年改正規程附則第7条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における適用に関する特例）

第9条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第9条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第13条第2項第2号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合

（地域手当に関する経過措置）

第10条 職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月22日）の施行の際、現に改正前の職員給与規程第13条第3項（職員給与規程第13条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において改正前の職員給与規程第13条の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する職員給与規程第13条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第9に掲げる地域に所在する機関に在勤する	改正前の別表第9に掲げる地域に所在する機関に在勤する
地域手当地域在勤職員	改正前の第13条に規定する調整手当地域在勤職員
地域手当の支給割合	調整手当の支給割合（改正前の別表第9の各区分に定める割合）

（雑則）

第11条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年4月1日）

（施行期日）

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
（平成19年4月1日に教務職員から俸給表の適用を異にする異動をした職員の俸給月額の特例）
- 平成19年4月1日（以下「異動日」という。）の前日に教育職員俸給表（一）1級の適用を受けていた職員のうち、異動日に俸給表の適用を異にする異動した者で、その者の受ける俸給月額が異動日の前日に受けていた俸給月額に達しないこととなる職員（職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月22日）附則第7条各項の一の適用を受ける職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成19年11月21日）

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成19年11月30日）

（施行期日）

- この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第28条に係る改正については次項による読替えを行った上で、平成19年12月1日から施行する。
（平成19年12月に支給する勤勉手当における読替）
- 第28条に基づき平成19年12月に支給する勤勉手当にあつては、同条第2項中「100分の75」を「100分の77.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」にそれぞれ読み替えるものとする。
（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整）
- 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに採用された職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動があった職員の当該採用又は異動の日における号俸については、当該採用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該採用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとし

た場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則（平成21年2月25日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項第10号については、平成20年4月1日から適用するものとする。

附 則（平成21年3月30日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月28日）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月29日）

この規程は、平成21年6月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年11月25日）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当における読替）

2 第25条に基づき平成21年12月に支給する期末手当にあつては、同条第2項中「100分の130」を「100分の125」に読み替えるものとする。

（平成21年12月に支給する勤勉手当における読替）

3 第28条に基づき平成21年12月に支給する勤勉手当にあつては、同条第2項中「100分の90」を「100分の95」に読み替えるものとする。

附 則（平成22年1月20日）

この規程は、平成22年1月20日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成22年3月24日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月31日）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年3月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上

位の号俸とする。

- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成23年3月28日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月29日）

この規程は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年1月19日）

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年5月29日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
（平成24年6月1日における号俸の調整）
- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成24年6月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の最大2号俸上位の号俸とする。
- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成25年3月27日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
（平成25年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の適用が

ないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の最大1号俸上位の号俸とする。

- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成25年6月26日）

この規程は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年12月25日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（平成26年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の最大1号俸上位の号俸とする。
- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成26年11月28日）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

（平成27年1月1日の昇給に関する読替）

- 1 平成27年1月1日の昇給にあつては、第9条第2項中の「4号俸」を「3号俸」に、「3号俸」を「2号俸」にそれぞれ読み替えるものとする。
（平成26年12月に支給する勤勉手当に関する読替）
- 1 平成26年12月に支給する勤勉手当にあつては、第28条第2項中の「67.5」を「82.5」に、「87.5」を「102.5」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成27年3月27日）

（施行期日）

- 第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（地域手当に関する特例）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）から平成28年3月31日までの間に職員給与規程第13条第2項又は第3項により地域手当を支給する場合には、次の附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第2条関係）

支給割合	都道府県	支給地域等
100分の18	東京都	特別区
100分の15	茨城県	取手市
	埼玉県	和光市
	千葉県	成田市，印西市
	東京都	武蔵野市，町田市，国分寺市，国立市，福生市，狛江市，清瀬市，多摩市，稲城市，西東京市
	神奈川県	鎌倉市，厚木市
	大阪府	大阪市，守口市，門真市
	兵庫県	芦屋市
100分の13	茨城県	つくば市
	埼玉県	さいたま市，志木市
	千葉県	袖ヶ浦市
	東京都	八王子市，府中市，調布市，小平市，日野市
	神奈川県	横浜市，川崎市
	愛知県	名古屋市，刈谷市，豊田市
	大阪府	高槻市
	兵庫県	西宮市
100分の12	千葉県	船橋市，浦安市
	東京都	立川市
	大阪府	吹田市，寝屋川市，箕面市
	奈良県	天理市
100分の11	茨城県	守谷市
	千葉県	千葉市
	東京都	青梅市，東村山市
	愛知県	豊明市
	大阪府	池田市
100分の10	茨城県	水戸市，土浦市
	千葉県	市川市，松戸市，富津市
	東京都	三鷹市，あきる野市
	神奈川県	相模原市，横須賀市，藤沢市，大和市
	三重県	鈴鹿市
	滋賀県	大津市，草津市

	京都府	京都市
	大阪府	堺市, 豊中市, 枚方市, 茨木市, 八尾市, 東大阪市
	兵庫県	神戸市, 尼崎市
	奈良県	奈良市, 大和郡山市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市
100分の8	茨城県	牛久市
	埼玉県	東松山市, 朝霞市
	京都府	京田辺市
	大阪府	羽曳野市
100分の7	茨城県	日立市
	千葉県	佐倉市, 市原市
	神奈川県	平塚市
	愛知県	西尾市, 知多市
	三重県	四日市市
	滋賀県	栗東市
	兵庫県	伊丹市, 三田市
100分の6	宮城県	仙台市
	茨城県	古河市, ひたちなか市
	栃木県	宇都宮市
	埼玉県	川越市, 川口市, 行田市, 所沢市, 飯能市, 加須市, 越谷市, 戸田市, 入間市, 三郷市
	千葉県	茂原市, 柏市
	神奈川県	三浦郡のうち葉山町
	山梨県	甲府市
	静岡県	静岡市, 沼津市, 御殿場市
	愛知県	瀬戸市, 碧南市
	三重県	津市
	滋賀県	守山市
	京都府	宇治市, 亀岡市
	大阪府	岸和田市, 泉大津市, 泉佐野市, 富田林市, 河内長野市, 和泉市, 藤井寺市
	奈良県	大和高田市, 橿原市
100分の5	宮城県	多賀城市
	茨城県	龍ヶ崎市
	埼玉県	坂戸市

	神奈川県	小田原市
	愛知県	みよし市
	大阪府	柏原市, 交野市
	福岡県	春日市, 福津市
100 分の 4	栃木県	大田原市
	群馬県	高崎市
	埼玉県	春日部市, 鴻巣市, 上尾市, 草加市, 久喜市, 比企郡のうち鳩山町, 北葛飾郡のうち杉戸町
	千葉県	野田市, 東金市, 流山市, 印旛郡のうち酒々井町及び栄町
	神奈川県	三浦市 (総務省関東総合通信局電波監理部の所在する地域を除く。), 中郡のうち二宮町
	長野県	塩尻市
	岐阜県	岐阜市
	静岡県	磐田市
	愛知県	岡崎市, 春日井市, 津島市, 安城市, 犬山市, 江南市, 弥富市, 西春日井郡のうち豊山町
	三重県	桑名市
	滋賀県	彦根市
	京都府	向日市, 木津川市
	大阪府	泉南市, 阪南市, 泉南郡のうち熊取町, 田尻町及び岬町, 南河内郡のうち太子町
	兵庫県	明石市
	奈良県	香芝市, 北葛城郡のうち王寺町
	和歌山県	和歌山市, 橋本市
	香川県	高松市
	福岡県	太宰府市, 糟屋郡のうち新宮町及び粕屋町
100 分の 3	北海道	札幌市
	宮城県	名取市
	茨城県	筑西市
	栃木県	鹿沼市, 小山市
	群馬県	前橋市, 太田市
	埼玉県	熊谷市
	千葉県	八街市
	東京都	武蔵村山市

	富山県	富山市
	石川県	金沢市
	福井県	福井市
	長野県	長野市, 松本市, 諏訪市
	岐阜県	大垣市, 多治見市, 美濃加茂市
	静岡県	浜松市, 三島市, 富士宮市, 富士市, 焼津市, 掛川市, 袋井市
	愛知県	豊橋市, 一宮市, 半田市, 小牧市
	三重県	名張市, 伊賀市
	滋賀県	長浜市
	兵庫県	姫路市, 加古川市, 三木市
	奈良県	桜井市, 宇陀市
	岡山県	岡山市
	広島県	廿日市市, 安芸郡のうち海田町及び坂町
	山口県	周南市
	福岡県	北九州市, 筑紫野市, 糟屋郡のうち宇美町
	長崎県	長崎市
100分の2	茨城県	神栖市
	栃木県	下野市
	埼玉県	羽生市, 比企郡のうち滑川町
	愛知県	豊川市, 田原市
	三重県	亀山市
	滋賀県	甲賀市
	兵庫県	赤穂市
100分の1	茨城県	笠間市, 鹿嶋市
	栃木県	栃木市, 真岡市
	群馬県	渋川市
	千葉県	木更津市, 君津市
	新潟県	新潟市
	山梨県	南アルプス市
	長野県	伊那市
	岐阜県	各務原市
	静岡県	藤枝市
	愛知県	常滑市, 海部郡のうち飛島村
	滋賀県	東近江市
	広島県	三原市, 東広島市

	徳島県	徳島市, 鳴門市, 阿南市
	香川県	坂出市

(広域異動手当に関する特例)

第3条 切替日から平成28年3月31日までの間の職員給与規程第13条の2の規定の適用については、同条中「100分の10」を「100分の8」に、「100分の5」を「100分の4」にそれぞれ読み替えるものとする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第4条 切替日前に職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第13条の2の規定の適用については、同条中「100分の10」を「100分の6」に、「100分の5」を「100分の3」にそれぞれ読み替えるものとする。

(単身赴任手当に関する特例)

第5条 切替日から平成28年3月31日までの間の職員給与規程第16条第2項規定の適用については、同条中「30,000円」を「26,000円」に読み替えるものとする。

(俸給の切替に伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日まで俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに採用されることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第7条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第25条第4項(職員給与規程第28条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、職員給与規程第25条第4項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成26年改正規程附則第5条の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則 (平成28年1月27日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第18条に係る改正については、前項の規定に関わらず、平成28年4月1日から適用する。

一般職員俸給表（一）

(H27.4.1)

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級		10級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額																
1	140,100	1	190,200	1	226,400	1	259,900	1	286,200	1	317,000	1	361,300	1	406,900	1	457,200	1	520,500
2	141,200	2	192,000	2	228,000	2	261,900	2	288,400	2	319,200	2	363,900	2	409,300	2	460,300	2	523,400
3	142,400	3	193,800	3	229,500	3	263,700	3	290,700	3	321,500	3	366,400	3	411,800	3	463,300	3	526,500
4	143,500	4	195,600	4	231,100	4	265,800	4	292,900	4	323,700	4	369,000	4	414,200	4	466,300	4	529,600
5	144,600	5	197,200	5	232,600	5	267,700	5	294,900	5	326,000	5	371,100	5	416,100	5	469,300	5	532,700
6	145,700	6	199,000	6	234,300	6	269,600	6	297,200	6	328,000	6	373,600	6	418,400	6	472,300	6	535,000
7	146,800	7	200,800	7	235,800	7	271,600	7	299,500	7	330,200	7	375,900	7	420,500	7	475,300	7	537,500
8	147,900	8	202,600	8	237,400	8	273,700	8	301,800	8	332,400	8	378,400	8	422,700	8	478,400	8	539,900
9	149,000	9	204,300	9	238,900	9	275,800	9	303,900	9	334,500	9	380,900	9	424,700	9	481,100	9	542,300
10	150,400	10	206,100	10	240,400	10	277,800	10	306,200	10	336,700	10	383,600	10	426,800	10	484,200	10	544,100
11	151,700	11	207,900	11	242,000	11	279,900	11	308,400	11	338,800	11	386,200	11	428,900	11	487,200	11	545,900
12	153,000	12	209,700	12	243,500	12	282,000	12	310,700	12	341,000	12	388,900	12	431,000	12	490,300	12	547,800
13	154,300	13	211,100	13	245,000	13	284,000	13	312,900	13	343,000	13	391,300	13	432,700	13	493,000	13	549,500
14	155,800	14	212,900	14	246,500	14	286,100	14	315,000	14	345,000	14	393,600	14	434,500	14	495,300	14	550,900
15	157,300	15	214,600	15	247,900	15	288,100	15	317,200	15	347,100	15	395,800	15	436,500	15	497,600	15	552,200
16	158,900	16	216,400	16	249,300	16	290,200	16	319,300	16	349,100	16	398,200	16	438,500	16	499,900	16	553,300
17	160,200	17	218,100	17	250,800	17	292,200	17	321,400	17	351,000	17	400,000	17	440,400	17	502,000	17	554,600
18	161,700	18	219,800	18	252,600	18	294,200	18	323,400	18	353,000	18	402,000	18	442,200	18	503,400	18	555,600
19	163,200	19	221,400	19	254,300	19	296,300	19	325,500	19	354,800	19	403,900	19	444,000	19	504,900	19	556,500
20	164,700	20	223,000	20	256,100	20	298,300	20	327,500	20	356,700	20	405,700	20	445,700	20	506,300	20	557,400
21	166,100	21	224,500	21	257,800	21	300,400	21	329,500	21	358,700	21	407,600	21	447,500	21	507,500	21	558,300
22	168,800	22	226,200	22	259,600	22	302,500	22	331,600	22	360,600	22	409,400	22	449,000	22	508,900		
23	171,400	23	227,800	23	261,400	23	304,500	23	333,600	23	362,600	23	411,200	23	450,400	23	510,400		
24	174,000	24	229,400	24	263,100	24	306,600	24	335,700	24	364,500	24	413,100	24	451,900	24	511,900		
25	176,700	25	230,800	25	265,100	25	308,400	25	337,300	25	366,500	25	414,900	25	453,300	25	513,000		
26	178,400	26	232,300	26	267,000	26	310,500	26	339,200	26	368,400	26	416,400	26	454,600	26	514,100		
27	180,100	27	233,800	27	268,800	27	312,600	27	341,100	27	370,400	27	417,900	27	455,900	27	515,300		
28	181,800	28	235,100	28	270,700	28	314,600	28	343,000	28	372,400	28	419,500	28	457,100	28	516,500		
29	183,300	29	236,400	29	272,400	29	316,600	29	344,700	29	373,900	29	421,100	29	458,100	29	517,500		
30	185,100	30	237,600	30	274,300	30	318,600	30	346,600	30	375,700	30	422,400	30	458,800	30	518,400		
31	186,900	31	238,700	31	276,200	31	320,700	31	348,500	31	377,500	31	423,700	31	459,600	31	519,300		
32	188,600	32	239,900	32	278,000	32	322,800	32	350,300	32	379,100	32	424,900	32	460,300	32	520,200		
33	190,200	33	241,200	33	279,700	33	324,300	33	352,200	33	380,900	33	426,100	33	461,000	33	521,000		
34	191,700	34	242,500	34	281,600	34	326,300	34	354,000	34	382,300	34	427,400	34	461,800	34	521,900		
35	193,200	35	243,700	35	283,400	35	328,200	35	355,800	35	383,800	35	428,700	35	462,500	35	522,600		
36	194,700	36	245,000	36	285,300	36	330,300	36	357,500	36	385,400	36	429,900	36	463,100	36	523,100		
37	196,000	37	246,000	37	287,000	37	332,200	37	358,900	37	386,800	37	431,100	37	463,600	37	523,800		
38	197,300	38	247,400	38	288,700	38	334,100	38	360,200	38	388,000	38	431,900	38	464,200	38	524,400		
39	198,600	39	248,900	39	290,500	39	336,100	39	361,600	39	389,200	39	432,700	39	464,800	39	525,200		
40	199,900	40	250,400	40	292,300	40	338,000	40	363,000	40	390,300	40	433,500	40	465,400	40	525,800		
41	201,200	41	251,800	41	294,000	41	339,900	41	364,300	41	391,400	41	434,100	41	465,900	41	526,300		
42	202,500	42	253,200	42	295,700	42	341,800	42	365,200	42	392,600	42	434,800	42	466,400				
43	203,800	43	254,600	43	297,400	43	343,600	43	366,300	43	393,800	43	435,500	43	466,800				
44	205,100	44	256,000	44	299,000	44	345,500	44	367,400	44	394,900	44	436,200	44	467,100				
45	206,300	45	257,200	45	300,700	45	347,000	45	368,200	45	395,600	45	437,000	45	467,400				
46	207,600	46	258,500	46	302,400	46	348,400	46	369,100	46	396,300	46	437,800						
47	208,900	47	259,900	47	304,000	47	349,900	47	370,000	47	397,000	47	438,200						
48	210,200	48	261,300	48	305,700	48	351,400	48	370,900	48	397,700	48	438,900						
49	211,300	49	262,600	49	306,900	49	353,000	49	371,800	49	398,300	49	439,400						
50	212,400	50	263,700	50	308,400	50	353,800	50	372,600	50	398,900	50	439,800						
51	213,400	51	265,000	51	309,900	51	355,000	51	373,400	51	399,400	51	440,200						
52	214,500	52	266,300	52	311,500	52	356,000	52	374,200	52	399,800	52	440,600						
53	215,600	53	267,400	53	313,100	53	356,900	53	374,900	53	400,200	53	441,000						
54	216,600	54	268,500	54	314,700	54	358,000	54	375,600	54	400,500	54	441,400						
55	217,500	55	269,800	55	316,300	55	358,900	55	376,300	55	400,800	55	441,800						
56	218,500	56	271,100	56	317,800	56	360,000	56	377,000	56	401,100	56	442,100						
57	219,200	57	272,200	57	319,300	57	360,900	57	377,500	57	401,400	57	442,400						
58	220,100	58	273,200	58	320,500	58	361,600	58	378,100	58	401,700	58	442,800						
59	221,000	59	274,300	59	321,700	59	362,300	59	378,700	59	402,000	59	443,100						
60	221,900	60	275,400	60	322,900	60	363,000	60	379,400	60	402,300	60	443,400						
61	222,600	61	276,600	61	323,600	61	363,400	61	379,800	61	402,600	61	443,700						
62	223,600	62	277,600	62	324,500	62	364,000	62	380,500	62	402,900								
63	224,500	63	278,500	63	325,300	63	364,700	63	381,100	63	403,200								
64	225,400	64	279,500	64	326,100	64	365,400	64	381,700	64	403,500								
65	226,100	65	280,300	65	327,000	65	365,700	65	382,100	65	403,800								
66	227,000	66	281,200	66	327,400	66	366,400	66	382,700	66	404,100								
67	227,900	67	281,900	67	328,100	67	367,100	67	383,300	67	404,400								
68	229,000	68	282,800																

別表第 1

78	236,400	78	288,900	78	334,800	78	373,100	78	388,000	78	407,300
79	237,200	79	289,100	79	335,200	79	373,700	79	388,300	79	407,600
80	238,000	80	289,500	80	335,700	80	374,200	80	388,600	80	407,800
81	238,700	81	289,700	81	336,100	81	374,700	81	388,800	81	408,000
82	239,400	82	289,900	82	336,600	82	375,300	82	389,100	82	408,300
83	240,100	83	290,300	83	337,100	83	375,800	83	389,400	83	408,600
84	240,800	84	290,600	84	337,600	84	376,100	84	389,600	84	408,800
85	241,500	85	290,900	85	337,900	85	376,500	85	389,800	85	409,000
86	242,200	86	291,200	86	338,300	86	377,000	86	390,100		
87	242,900	87	291,500	87	338,800	87	377,400	87	390,400		
88	243,600	88	291,900	88	339,200	88	377,800	88	390,600		
89	244,300	89	292,200	89	339,500	89	378,200	89	390,800		
90	244,800	90	292,600	90	339,900	90	378,700	90	391,100		
91	245,300	91	292,900	91	340,400	91	379,100	91	391,400		
92	245,800	92	293,300	92	340,800	92	379,500	92	391,600		
93	246,100	93	293,400	93	341,000	93	379,800	93	391,800		
		94	293,600	94	341,400						
		95	294,000	95	341,900						
		96	294,400	96	342,300						
		97	294,600	97	342,400						
		98	294,900	98	342,900						
		99	295,300	99	343,300						
		100	295,700	100	343,600						
		101	295,900	101	343,900						
		102	296,200	102	344,300						
		103	296,600	103	344,700						
		104	296,900	104	345,100						
		105	297,100	105	345,600						
		106	297,400	106	346,000						
		107	297,800	107	346,400						
		108	298,100	108	346,800						
		109	298,300	109	347,300						
		110	298,700	110	347,700						
		111	299,100	111	348,000						
		112	299,400	112	348,300						
		113	299,500	113	348,800						
		114	299,800								
		115	300,100								
		116	300,500								
		117	300,700								
		118	300,900								
		119	301,200								
		120	301,500								
		121	301,900								
		122	302,100								
		123	302,400								
		124	302,700								
		125	303,000								

一般職員俸給表(二)

(H27. 4. 1)

1級		2級		3級		4級		5級	
号俸	俸給月額								
1	126,400	1	177,600	1	199,300	1	246,800	1	276,600
2	127,300	2	179,100	2	200,700	2	248,000	2	278,500
3	128,300	3	180,600	3	202,100	3	249,100	3	280,300
4	129,200	4	182,100	4	203,400	4	250,400	4	282,200
5	130,200	5	183,500	5	204,700	5	251,300	5	284,000
6	131,200	6	185,000	6	206,100	6	252,600	6	285,800
7	132,200	7	186,400	7	207,500	7	253,800	7	287,500
8	133,200	8	187,800	8	208,900	8	255,000	8	289,400
9	134,000	9	189,200	9	210,300	9	256,100	9	291,100
10	135,000	10	190,400	10	211,900	10	257,300	10	292,900
11	136,000	11	191,700	11	213,500	11	258,500	11	294,600
12	137,100	12	192,800	12	214,900	12	259,700	12	296,400
13	137,900	13	194,000	13	216,200	13	260,800	13	298,000
14	138,900	14	195,100	14	217,700	14	261,900	14	299,700
15	139,900	15	196,200	15	219,200	15	262,900	15	301,300
16	140,900	16	197,300	16	220,500	16	264,000	16	302,800
17	142,000	17	198,400	17	221,600	17	265,100	17	304,400
18	143,200	18	199,500	18	222,400	18	266,300	18	306,000
19	144,400	19	200,500	19	223,300	19	267,400	19	307,700
20	145,600	20	201,500	20	224,300	20	268,400	20	309,400
21	146,700	21	202,500	21	225,200	21	269,400	21	310,700
22	147,900	22	203,600	22	226,700	22	270,500	22	312,100
23	149,100	23	204,700	23	228,000	23	271,600	23	313,500
24	150,300	24	205,700	24	229,100	24	272,700	24	315,000
25	151,500	25	206,600	25	230,600	25	273,700	25	316,400
26	153,000	26	207,500	26	231,900	26	274,800	26	317,900
27	154,500	27	208,200	27	233,200	27	275,900	27	319,300
28	156,000	28	209,100	28	234,500	28	277,000	28	320,700
29	157,400	29	210,000	29	235,700	29	278,000	29	322,300
30	158,900	30	211,200	30	236,900	30	279,100	30	323,500
31	160,400	31	212,200	31	238,200	31	280,100	31	324,800
32	161,900	32	213,100	32	239,500	32	281,100	32	326,000
33	163,400	33	213,800	33	240,600	33	282,000	33	327,100
34	165,200	34	215,000	34	241,900	34	282,900	34	328,000
35	167,000	35	216,100	35	243,100	35	284,000	35	329,100
36	168,800	36	217,300	36	244,300	36	285,100	36	330,200
37	170,600	37	218,300	37	245,600	37	285,800	37	331,300
38	172,300	38	219,500	38	246,900	38	286,700	38	332,400
39	174,000	39	220,700	39	248,200	39	287,600	39	333,400
40	175,700	40	221,800	40	249,500	40	288,500	40	334,400
41	177,300	41	222,800	41	250,600	41	289,400	41	335,400
42	178,700	42	224,000	42	251,900	42	290,400	42	336,400
43	180,100	43	225,100	43	253,100	43	291,400	43	337,400
44	181,500	44	226,200	44	254,400	44	292,300	44	338,400
45	183,000	45	227,300	45	255,300	45	293,000	45	339,300
46	184,400	46	228,400	46	256,400	46	293,900	46	340,300
47	185,800	47	229,500	47	257,600	47	294,800	47	341,300
48	187,200	48	230,600	48	258,700	48	295,700	48	342,300
49	188,500	49	231,700	49	259,900	49	296,400	49	343,200
50	189,700	50	232,800	50	261,100	50	297,000	50	344,100
51	190,800	51	233,900	51	262,300	51	297,700	51	345,000
52	192,000	52	235,100	52	263,300	52	298,500	52	345,800
53	193,100	53	236,200	53	264,400	53	299,100	53	346,600
54	194,200	54	237,200	54	265,500	54	299,900	54	347,400
55	195,300	55	238,100	55	266,700	55	300,600	55	348,200
56	196,400	56	239,100	56	267,900	56	301,300	56	348,900
57	197,500	57	240,100	57	268,900	57	302,000	57	349,600
58	198,500	58	241,100	58	269,900	58	302,700	58	350,400
59	199,500	59	242,100	59	271,000	59	303,500	59	351,200
60	200,500	60	243,000	60	272,000	60	304,200	60	351,900
61	201,600	61	244,000	61	273,100	61	304,800	61	352,600
62	202,500	62	244,900	62	274,200	62	305,500	62	353,300
63	203,400	63	245,800	63	275,200	63	306,200	63	354,000
64	204,300	64	246,700	64	276,300	64	306,900	64	354,700
65	205,000	65	247,600	65	277,200	65	307,400	65	355,300
66	205,800	66	248,400	66	278,000	66	307,900	66	355,800
67	206,500	67	249,200	67	278,800	67	308,500	67	356,300
68	207,300	68	249,900	68	279,600	68	309,100	68	356,800
69	207,700	69	250,700	69	280,500	69	309,700	69	357,200

別表第 2

70	208,300	70	251,300	70	281,300	70	310,100
71	208,600	71	251,900	71	282,100	71	310,600
72	209,200	72	252,400	72	282,800	72	311,100
73	209,700	73	252,600	73	283,600	73	311,400
74	210,300	74	253,000	74	284,300	74	311,900
75	210,900	75	253,500	75	285,100	75	312,400
76	211,700	76	254,000	76	285,900	76	312,800
77	211,900	77	254,600	77	286,500	77	313,000
78	212,600	78	255,000	78	287,000	78	313,300
79	213,200	79	255,500	79	287,500	79	313,600
80	213,800	80	256,000	80	287,900	80	313,900
81	214,500	81	256,300	81	288,300	81	314,200
82	215,100	82	256,600	82	288,700	82	314,500
83	215,700	83	256,900	83	289,200	83	314,800
84	216,400	84	257,200	84	289,700	84	315,100
85	217,100	85	257,400	85	290,100	85	315,300
86	217,700	86	257,600	86	290,700	86	315,700
87	218,300	87	257,900	87	291,300	87	316,000
88	219,000	88	258,200	88	291,900	88	316,200
89	219,500	89	258,400	89	292,200	89	316,400
90	220,100	90	258,600	90	292,700	90	316,700
91	220,700	91	259,000	91	293,200	91	317,000
92	221,300	92	259,200	92	293,600	92	317,300
93	221,700	93	259,500	93	294,000	93	317,500
94	222,200	94	259,900	94	294,500	94	317,800
95	222,700	95	260,200	95	295,000	95	318,100
96	223,200	96	260,500	96	295,500	96	318,300
97	223,800	97	260,700	97	295,800	97	318,500
98	224,300	98	261,000	98	296,200	98	318,800
99	224,800	99	261,200	99	296,700	99	319,100
100	225,300	100	261,500	100	297,200	100	319,300
101	225,900	101	261,800	101	297,600	101	319,500
102	226,400	102	262,000	102	298,000		
103	227,000	103	262,300	103	298,300		
104	227,600	104	262,600	104	298,600		
105	228,000	105	262,800	105	298,900		
106	228,500	106	263,000	106	299,300		
107	229,000	107	263,300	107	299,700		
108	229,400	108	263,500	108	300,100		
109	229,600	109	263,800	109	300,400		
110	230,000	110	264,100	110	300,800		
111	230,500	111	264,400	111	301,200		
112	231,000	112	264,600	112	301,500		
113	231,400	113	264,800	113	301,700		
114	231,900	114	265,100	114	302,000		
115	232,400	115	265,300	115	302,300		
116	232,900	116	265,500	116	302,500		
117	233,200	117	265,800	117	302,700		
118	233,600	118	266,100	118	303,000		
119	234,000	119	266,400	119	303,300		
120	234,400	120	266,700	120	303,500		
121	234,800	121	266,800	121	303,700		
		122	267,100	122	304,000		
		123	267,400	123	304,300		
		124	267,700	124	304,500		
		125	267,800	125	304,700		
		126	268,100	126	305,000		
		127	268,400	127	305,300		
		128	268,700	128	305,500		
		129	268,800	129	305,700		
		130	269,100	130	306,000		
		131	269,400	131	306,300		
		132	269,700	132	306,500		
		133	269,800	133	306,700		
		134	270,100				
		135	270,400				
		136	270,700				
		137	270,800				

教育職員俸給表(一)

(H27. 4. 1)

1級		2級		3級		4級		5級	
号俸	俸給月額								
1	167,200	1	210,000	1	270,700	1	318,100	1	403,400
2	169,300	2	212,200	2	273,700	2	321,000	2	405,700
3	171,300	3	214,400	3	276,500	3	324,100	3	408,100
4	173,300	4	216,600	4	279,300	4	327,200	4	410,600
5	175,300	5	218,700	5	282,200	5	330,400	5	413,000
6	177,800	6	220,900	6	284,700	6	333,200	6	415,500
7	180,300	7	223,100	7	286,900	7	336,000	7	417,900
8	182,800	8	225,200	8	289,300	8	338,700	8	420,400
9	185,300	9	227,500	9	292,000	9	341,700	9	422,300
10	188,100	10	229,900	10	294,500	10	344,800	10	424,800
11	190,800	11	232,300	11	296,900	11	347,900	11	427,200
12	193,500	12	234,700	12	299,500	12	351,200	12	429,600
13	196,200	13	237,000	13	302,000	13	354,300	13	431,300
14	198,100	14	239,400	14	304,000	14	356,400	14	433,500
15	200,000	15	241,800	15	306,100	15	358,800	15	435,700
16	201,900	16	244,200	16	308,200	16	361,400	16	438,000
17	203,900	17	246,300	17	310,400	17	364,000	17	440,300
18	205,700	18	249,400	18	312,600	18	366,200	18	442,700
19	207,500	19	252,500	19	314,700	19	368,500	19	445,000
20	209,200	20	255,600	20	316,700	20	370,700	20	447,400
21	211,000	21	258,500	21	318,800	21	372,800	21	449,500
22	212,900	22	261,500	22	321,400	22	374,900	22	451,800
23	214,800	23	264,400	23	324,000	23	377,000	23	454,200
24	216,700	24	267,300	24	326,800	24	379,100	24	456,500
25	218,700	25	270,100	25	329,100	25	380,900	25	458,500
26	220,800	26	272,700	26	331,300	26	382,700	26	460,700
27	222,900	27	275,200	27	333,600	27	384,600	27	462,800
28	225,000	28	277,900	28	336,100	28	386,500	28	465,000
29	227,000	29	280,800	29	338,500	29	388,500	29	467,100
30	229,200	30	283,200	30	340,700	30	390,200	30	469,400
31	231,500	31	285,400	31	342,800	31	391,900	31	471,600
32	233,800	32	287,800	32	344,900	32	393,600	32	473,700
33	236,000	33	290,400	33	347,100	33	395,400	33	475,600
34	237,800	34	292,600	34	349,400	34	397,200	34	477,700
35	239,500	35	295,100	35	351,700	35	398,800	35	480,000
36	241,200	36	297,500	36	353,900	36	400,600	36	482,200
37	243,000	37	300,000	37	355,900	37	401,900	37	484,300
38	244,700	38	301,700	38	357,900	38	403,500	38	486,300
39	246,100	39	303,500	39	360,000	39	405,100	39	488,200
40	247,700	40	305,200	40	361,900	40	406,700	40	490,100
41	249,800	41	307,100	41	363,900	41	408,000	41	492,100
42	251,500	42	308,100	42	365,800	42	409,600	42	494,000
43	252,900	43	309,000	43	367,600	43	411,100	43	495,700
44	254,500	44	309,900	44	369,400	44	412,700	44	497,600
45	256,100	45	310,900	45	371,400	45	414,100	45	499,500
46	257,600	46	312,000	46	373,200	46	415,700	46	501,300
47	259,300	47	313,100	47	374,800	47	417,100	47	503,100
48	260,800	48	314,200	48	376,600	48	418,700	48	505,000
49	262,200	49	315,200	49	378,500	49	420,100	49	506,700
50	263,000	50	316,300	50	380,100	50	421,400	50	508,400
51	263,700	51	317,200	51	381,900	51	422,700	51	510,200
52	264,600	52	318,200	52	383,600	52	424,000	52	512,100
53	265,300	53	319,400	53	384,900	53	424,700	53	513,700
54	266,300	54	320,400	54	386,400	54	425,700	54	515,300
55	267,000	55	321,500	55	387,800	55	426,600	55	517,000
56	267,900	56	322,500	56	389,400	56	427,500	56	518,600
57	268,900	57	323,600	57	390,800	57	428,400	57	520,200
58	270,100	58	324,700	58	392,200	58	429,300	58	521,500
59	271,200	59	325,800	59	393,500	59	430,200	59	522,800
60	272,300	60	326,800	60	395,000	60	431,100	60	524,000
61	273,300	61	327,900	61	396,300	61	432,000	61	525,200
62	274,400	62	328,900	62	397,700	62	432,900	62	526,200
63	275,400	63	330,000	63	399,200	63	433,900	63	527,200
64	276,400	64	331,100	64	400,700	64	435,000	64	528,200
65	277,400	65	332,000	65	401,700	65	435,900	65	528,800
66	278,300	66	333,100	66	402,800	66	436,900	66	529,700
67	279,400	67	334,000	67	403,800	67	437,900	67	530,600
68	280,500	68	335,100	68	404,900	68	438,800	68	531,500
69	281,500	69	336,000	69	405,900	69	439,800	69	532,400

別表第 3

70	282,600	70	337,100	70	406,800	70	440,800	70	533,200
71	283,600	71	338,100	71	407,600	71	441,700	71	533,900
72	284,700	72	339,200	72	408,400	72	442,700	72	534,400
73	285,600	73	339,800	73	409,200	73	443,700	73	535,100
74	286,700	74	340,800	74	410,100	74	444,600	74	535,600
75	287,800	75	341,800	75	410,900	75	445,500	75	536,400
76	288,800	76	342,800	76	411,700	76	446,500	76	537,000
77	289,600	77	343,800	77	412,400	77	447,300	77	537,500
78	290,600	78	344,800	78	412,900	78	447,800	78	538,100
79	291,600	79	345,700	79	413,300	79	448,500	79	538,700
80	292,500	80	346,600	80	413,700	80	449,100	80	539,300
81	293,600	81	347,600	81	414,000	81	449,900	81	539,900
82	294,500	82	348,600	82	414,400	82	450,600		
83	295,400	83	349,600	83	414,700	83	450,900		
84	296,300	84	350,600	84	415,100	84	451,500		
85	297,100	85	351,200	85	415,400	85	451,900		
86	297,900	86	351,800	86	415,800	86	452,300		
87	298,700	87	352,400	87	416,200	87	452,700		
88	299,600	88	353,000	88	416,600	88	453,000		
89	300,200	89	353,600	89	416,900	89	453,300		
90	300,800	90	354,000	90	417,300	90	453,700		
91	301,500	91	354,400	91	417,700	91	454,100		
92	302,100	92	354,900	92	418,000	92	454,400		
93	302,800	93	355,400	93	418,300	93	454,700		
94	303,400	94	355,800	94	418,700	94	455,100		
95	304,000	95	356,300	95	419,000	95	455,400		
96	304,600	96	356,800	96	419,300	96	455,700		
97	305,300	97	357,400	97	419,600	97	456,000		
98	305,900	98	357,900	98	420,000	98	456,400		
99	306,500	99	358,300	99	420,300	99	456,700		
100	307,100	100	358,800	100	420,600	100	457,000		
101	307,500	101	359,200	101	420,900	101	457,300		
102	307,800	102	359,700	102	421,300				
103	308,100	103	360,000	103	421,600				
104	308,500	104	360,500	104	421,900				
105	308,800	105	361,000	105	422,200				
106	309,200	106	361,400	106	422,600				
107	309,500	107	361,900	107	422,900				
108	309,800	108	362,400	108	423,200				
109	310,200	109	362,800	109	423,500				
110	310,500	110	363,300	110	423,800				
111	310,900	111	363,800	111	424,100				
112	311,300	112	364,200	112	424,400				
113	311,600	113	364,600	113	424,700				
114	312,000	114	365,000	114	425,000				
115	312,300	115	365,500	115	425,300				
116	312,600	116	365,900	116	425,600				
117	312,800	117	366,300	117	425,800				
118	313,100	118	366,700						
119	313,500	119	367,200						
120	313,900	120	367,600						
121	314,100	121	367,900						
122	314,400	122	368,300						
123	314,800	123	368,800						
124	315,200	124	369,100						
125	315,400	125	369,500						
126	315,600	126	370,000						
127	315,900	127	370,500						
128	316,300	128	370,900						
129	316,500	129	371,300						
130	316,800	130	371,800						
131	317,200	131	372,300						
132	317,400	132	372,800						
133	317,600	133	373,300						
134	317,900	134	373,800						
135	318,300	135	374,300						
136	318,500	136	374,800						
137	318,600	137	375,300						
138	318,800	138	375,800						
139	319,100	139	376,300						
140	319,400	140	376,800						
141	319,800	141	377,300						
142	320,100								
143	320,400								

別表第 3

144	320,700
145	321,100
146	321,400
147	321,600
148	321,900
149	322,300
150	322,600
151	322,900
152	323,100
153	323,400
154	323,700
155	324,000
156	324,300
157	324,500

教育職員俸給表(二)

(H27.4.1)

1級		2級		特2級		3級		4級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	153,600	1	197,900	1	258,200	1	327,200	1	415,700
2	155,100	2	199,600	2	260,700	2	329,400	2	417,500
3	156,600	3	201,200	3	263,000	3	331,700	3	419,300
4	158,100	4	202,900	4	265,400	4	333,900	4	421,000
5	159,800	5	204,700	5	268,000	5	336,200	5	422,500
6	161,700	6	206,400	6	270,400	6	338,400	6	424,000
7	163,500	7	208,100	7	272,600	7	340,700	7	425,900
8	165,300	8	209,700	8	274,800	8	343,000	8	427,800
9	167,100	9	211,500	9	277,200	9	345,000	9	429,600
10	169,200	10	213,400	10	279,500	10	347,100	10	431,400
11	171,200	11	215,300	11	281,900	11	349,300	11	433,300
12	173,200	12	217,200	12	284,200	12	351,400	12	435,100
13	175,200	13	218,900	13	286,600	13	353,600	13	436,800
14	177,400	14	220,900	14	288,700	14	355,600	14	438,700
15	179,600	15	222,900	15	290,700	15	357,600	15	440,500
16	181,800	16	224,900	16	292,700	16	359,600	16	442,400
17	184,100	17	226,800	17	294,900	17	361,500	17	444,100
18	186,700	18	229,500	18	297,500	18	363,400	18	445,900
19	189,200	19	232,200	19	300,000	19	365,400	19	447,700
20	191,700	20	234,900	20	302,700	20	367,400	20	449,500
21	194,200	21	237,500	21	305,200	21	369,200	21	451,100
22	195,900	22	240,300	22	307,800	22	371,100	22	452,800
23	197,600	23	242,900	23	310,200	23	373,000	23	454,700
24	199,300	24	245,600	24	312,900	24	374,900	24	456,400
25	200,800	25	248,100	25	315,500	25	376,400	25	458,100
26	202,500	26	250,600	26	317,800	26	378,200	26	459,700
27	204,200	27	253,100	27	320,200	27	380,000	27	461,300
28	205,800	28	255,500	28	322,500	28	381,900	28	462,800
29	207,300	29	258,200	29	324,800	29	383,800	29	464,300
30	209,000	30	260,600	30	326,800	30	385,700	30	465,600
31	210,700	31	262,800	31	329,000	31	387,600	31	466,900
32	212,400	32	265,000	32	331,200	32	389,600	32	468,200
33	214,000	33	267,200	33	333,300	33	391,300	33	469,400
34	215,800	34	269,400	34	335,500	34	393,000	34	470,100
35	217,600	35	271,600	35	337,700	35	394,600	35	470,800
36	219,400	36	273,700	36	339,800	36	396,400	36	471,500
37	221,000	37	276,000	37	342,000	37	397,600	37	472,100
38	222,800	38	278,000	38	344,100	38	399,100		
39	224,600	39	280,000	39	346,300	39	400,500		
40	226,400	40	282,000	40	348,400	40	401,900		
41	228,100	41	283,900	41	350,500	41	403,600		
42	229,800	42	286,400	42	352,600	42	405,000		
43	231,400	43	288,700	43	354,600	43	406,300		
44	233,000	44	291,200	44	356,700	44	407,800		
45	234,600	45	293,400	45	358,700	45	409,400		
46	236,000	46	295,900	46	360,700	46	410,700		
47	237,300	47	298,300	47	362,700	47	412,200		
48	238,600	48	301,000	48	364,700	48	413,800		
49	240,100	49	303,400	49	366,500	49	415,500		
50	241,600	50	305,800	50	368,300	50	416,900		
51	242,800	51	308,300	51	370,200	51	418,500		
52	244,300	52	310,700	52	372,200	52	420,000		
53	245,600	53	313,100	53	374,100	53	421,700		
54	246,800	54	315,300	54	375,900	54	423,200		
55	248,200	55	317,400	55	377,700	55	424,800		
56	249,400	56	319,600	56	379,400	56	426,400		
57	250,700	57	321,900	57	380,900	57	427,900		
58	251,800	58	324,000	58	382,500	58	429,400		
59	253,000	59	326,200	59	384,200	59	430,600		
60	254,200	60	328,200	60	385,900	60	431,800		
61	255,500	61	330,400	61	387,100	61	433,000		
62	256,900	62	332,500	62	388,500	62	434,300		
63	258,300	63	334,700	63	389,900	63	435,600		
64	259,500	64	336,900	64	391,200	64	436,800		
65	260,900	65	338,800	65	392,600	65	438,000		
66	262,400	66	341,000	66	393,800	66	439,200		
67	264,000	67	343,100	67	395,200	67	440,400		
68	265,700	68	345,300	68	396,600	68	441,600		
69	267,200	69	347,300	69	397,900	69	442,800		

別表第 4

70	268,600	70	349,200	70	399,200	70	444,000
71	270,000	71	351,300	71	400,600	71	445,200
72	271,500	72	353,300	72	401,900	72	446,400
73	272,600	73	355,100	73	403,200	73	447,500
74	274,000	74	357,000	74	404,600	74	448,100
75	275,400	75	358,800	75	406,000	75	448,600
76	276,700	76	360,700	76	407,300	76	449,100
77	278,100	77	362,600	77	408,500	77	449,600
78	279,300	78	364,300	78	409,700		
79	280,500	79	366,000	79	411,000		
80	281,700	80	367,600	80	412,400		
81	282,900	81	369,100	81	413,700		
82	284,100	82	370,600	82	414,900		
83	285,300	83	372,100	83	415,900		
84	286,500	84	373,500	84	417,100		
85	287,700	85	374,600	85	418,300		
86	288,800	86	376,000	86	419,500		
87	290,000	87	377,400	87	420,700		
88	291,200	88	378,700	88	421,700		
89	292,400	89	380,000	89	422,800		
90	293,500	90	381,300	90	423,800		
91	294,700	91	382,500	91	424,800		
92	295,900	92	383,800	92	425,800		
93	296,700	93	385,100	93	426,700		
94	297,700	94	386,200	94	427,500		
95	298,800	95	387,500	95	428,300		
96	300,000	96	388,700	96	429,100		
97	301,000	97	390,100	97	429,900		
98	302,100	98	391,100	98	430,300		
99	303,100	99	392,200	99	430,700		
100	304,200	100	393,200	100	431,100		
101	305,100	101	394,100	101	431,500		
102	306,200	102	395,100	102	431,800		
103	307,300	103	396,200	103	432,100		
104	308,300	104	397,300	104	432,400		
105	308,900	105	398,000	105	432,700		
106	309,800	106	398,900	106	433,000		
107	310,600	107	399,800	107	433,300		
108	311,400	108	400,700	108	433,500		
109	312,300	109	401,500	109	433,700		
110	312,700	110	402,400	110	434,000		
111	313,100	111	403,200	111	434,300		
112	313,600	112	404,000	112	434,500		
113	314,200	113	404,600	113	434,700		
114	314,600	114	405,300	114	435,000		
115	315,100	115	406,000	115	435,300		
116	315,600	116	406,700	116	435,500		
117	316,200	117	407,300	117	435,700		
118	316,700	118	407,800				
119	317,100	119	408,200				
120	317,600	120	408,600				
121	318,100	121	409,000				
122	318,500	122	409,300				
123	319,000	123	409,600				
124	319,500	124	409,800				
125	320,100	125	410,000				
126	320,400	126	410,300				
127	320,700	127	410,600				
128	321,000	128	410,800				
129	321,200	129	411,000				
130	321,500	130	411,300				
131	321,800	131	411,600				
132	322,100	132	411,800				
133	322,300	133	412,000				
134	322,500	134	412,300				
135	322,700	135	412,600				
136	323,000	136	412,800				
137	323,300	137	413,000				
138	323,500	138	413,300				
139	323,800	139	413,600				
140	324,100	140	413,800				
141	324,300	141	414,000				
142	324,500	142	414,300				
143	324,800	143	414,600				

別表第4

144	325,000	144	414,800
145	325,300	145	415,000
146	325,500		
147	325,800		
148	326,100		
149	326,300		
150	326,500		
151	326,800		
152	327,100		
153	327,300		

備考 教育人間科学部附属特別支援学校に勤務する副校長又は教頭のうち、その職務の級が3級である者の俸給月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

教育職員俸給表(三)

(H27. 4. 1)

1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	153,600	1	169,500	1	258,200	1	287,300	1	405,500
2	155,100	2	171,600	2	260,700	2	289,900	2	407,000
3	156,600	3	173,700	3	263,000	3	292,800	3	408,500
4	158,100	4	175,900	4	265,400	4	295,400	4	410,000
5	159,800	5	177,900	5	268,000	5	297,900	5	411,400
6	161,700	6	180,100	6	270,400	6	300,300	6	412,800
7	163,500	7	182,300	7	272,600	7	302,700	7	414,300
8	165,300	8	184,500	8	274,800	8	305,100	8	415,900
9	167,100	9	186,800	9	277,200	9	307,600	9	417,300
10	169,200	10	189,600	10	279,500	10	310,300	10	418,700
11	171,200	11	192,300	11	281,900	11	313,000	11	420,100
12	173,200	12	195,000	12	284,200	12	315,900	12	421,400
13	175,200	13	197,900	13	286,600	13	318,500	13	422,700
14	177,400	14	199,600	14	288,700	14	320,500	14	424,100
15	179,600	15	201,200	15	290,700	15	322,600	15	425,500
16	181,800	16	202,900	16	292,700	16	324,900	16	426,900
17	184,100	17	204,700	17	294,900	17	327,200	17	428,100
18	186,700	18	206,400	18	297,500	18	329,400	18	429,400
19	189,200	19	208,100	19	300,000	19	331,700	19	430,600
20	191,700	20	209,700	20	302,700	20	333,900	20	431,900
21	194,200	21	211,500	21	305,200	21	336,200	21	433,000
22	195,900	22	213,400	22	307,800	22	338,400	22	434,200
23	197,600	23	215,300	23	310,200	23	340,700	23	435,500
24	199,300	24	217,200	24	312,900	24	343,000	24	436,800
25	200,800	25	218,900	25	315,500	25	345,000	25	438,100
26	202,400	26	220,900	26	317,800	26	346,800	26	439,300
27	204,000	27	222,900	27	320,200	27	348,700	27	440,300
28	205,500	28	224,900	28	322,500	28	350,600	28	441,400
29	207,200	29	226,800	29	324,800	29	352,500	29	442,600
30	208,900	30	229,500	30	326,800	30	354,300	30	443,400
31	210,600	31	232,200	31	329,000	31	356,000	31	444,200
32	212,300	32	234,900	32	331,200	32	357,900	32	445,100
33	213,800	33	237,500	33	333,300	33	359,600	33	446,000
34	215,500	34	240,300	34	335,400	34	361,300	34	446,500
35	217,200	35	242,900	35	337,500	35	363,000	35	447,000
36	218,900	36	245,600	36	339,500	36	364,800	36	447,500
37	220,400	37	248,100	37	341,600	37	366,700	37	448,000
38	222,100	38	250,600	38	343,500	38	368,200		
39	223,800	39	253,100	39	345,500	39	369,800		
40	225,500	40	255,500	40	347,400	40	371,400		
41	227,100	41	258,200	41	349,300	41	372,700		
42	228,800	42	260,600	42	351,100	42	374,100		
43	230,400	43	262,800	43	352,900	43	375,500		
44	232,000	44	265,000	44	354,600	44	377,000		
45	233,700	45	267,200	45	356,400	45	378,500		
46	235,200	46	269,400	46	358,100	46	380,100		
47	236,600	47	271,600	47	359,700	47	381,700		
48	238,000	48	273,700	48	361,300	48	383,200		
49	239,400	49	276,000	49	362,700	49	384,600		
50	240,800	50	278,000	50	364,200	50	386,100		
51	242,300	51	280,000	51	365,800	51	387,600		
52	243,500	52	282,000	52	367,400	52	389,000		
53	244,700	53	283,900	53	368,900	53	390,200		
54	246,100	54	286,400	54	370,400	54	391,500		
55	247,400	55	288,700	55	371,900	55	392,600		
56	248,600	56	291,200	56	373,400	56	393,700		
57	249,900	57	293,400	57	374,900	57	395,100		
58	251,100	58	295,900	58	376,300	58	396,300		
59	252,200	59	298,300	59	377,700	59	397,500		
60	253,400	60	301,000	60	379,000	60	398,800		
61	254,800	61	303,400	61	379,900	61	400,000		
62	256,100	62	305,800	62	381,100	62	401,000		
63	257,300	63	308,300	63	382,300	63	402,400		
64	258,300	64	310,700	64	383,400	64	403,700		
65	259,300	65	313,100	65	384,300	65	404,900		
66	260,700	66	315,300	66	385,500	66	406,000		
67	262,200	67	317,400	67	386,500	67	407,200		
68	263,700	68	319,600	68	387,600	68	408,300		
69	265,300	69	321,900	69	388,800	69	409,300		

別表第 5

70	266,800	70	324,000	70	389,800	70	410,500
71	268,300	71	326,200	71	390,900	71	411,700
72	269,800	72	328,200	72	392,100	72	412,900
73	271,000	73	330,400	73	393,100	73	413,500
74	272,200	74	332,500	74	394,200	74	414,300
75	273,500	75	334,700	75	395,300	75	415,000
76	274,800	76	336,900	76	396,400	76	415,500
77	276,200	77	338,700	77	397,300	77	415,800
78	277,300	78	340,600	78	398,200	78	416,200
79	278,500	79	342,500	79	399,200	79	416,600
80	279,700	80	344,300	80	400,200	80	417,000
81	281,000	81	346,100	81	401,000	81	417,300
82	281,900	82	347,900	82	401,800	82	417,700
83	283,100	83	349,600	83	402,500	83	418,100
84	284,300	84	351,400	84	403,300	84	418,400
85	285,300	85	352,800	85	404,000	85	418,700
86	286,200	86	354,400	86	404,800	86	419,100
87	287,200	87	355,900	87	405,500	87	419,500
88	288,200	88	357,400	88	406,200	88	419,800
89	289,300	89	358,800	89	406,800	89	420,100
90	290,200	90	360,100	90	407,500	90	420,400
91	291,100	91	361,500	91	408,000	91	420,700
92	292,000	92	362,900	92	408,700	92	420,900
93	292,500	93	364,400	93	409,100	93	421,100
94	293,200	94	365,700	94	409,500		
95	293,900	95	367,000	95	409,800		
96	294,700	96	368,200	96	410,100		
97	295,500	97	369,200	97	410,400		
98	296,300	98	370,200	98	410,700		
99	297,100	99	371,200	99	411,000		
100	297,800	100	372,200	100	411,200		
101	298,700	101	373,100	101	411,400		
102	299,200	102	374,100	102	411,700		
103	299,700	103	375,100	103	412,000		
104	300,200	104	376,100	104	412,200		
105	300,400	105	376,900	105	412,400		
106	300,800	106	377,800	106	412,700		
107	301,100	107	378,700	107	413,000		
108	301,300	108	379,700	108	413,200		
109	301,500	109	380,500	109	413,400		
110	301,700	110	381,500	110	413,700		
111	302,000	111	382,500	111	414,000		
112	302,300	112	383,500	112	414,200		
113	302,500	113	384,100	113	414,400		
114	302,700	114	385,000	114	414,700		
115	302,900	115	385,900	115	415,000		
116	303,200	116	386,800	116	415,200		
117	303,500	117	387,600	117	415,400		
118	303,800	118	388,300				
119	304,100	119	389,100				
120	304,400	120	389,900				
121	304,500	121	390,500				
122	304,700	122	391,300				
123	305,000	123	392,000				
124	305,300	124	392,700				
125	305,500	125	393,300				
		126	394,000				
		127	394,500				
		128	395,100				
		129	395,800				
		130	396,400				
		131	396,900				
		132	397,400				
		133	397,700				
		134	398,000				
		135	398,300				
		136	398,600				
		137	398,900				
		138	399,200				
		139	399,500				
		140	399,800				
		141	400,100				
		142	400,400				
		143	400,700				

別表第 5

144	401,000
145	401,200
146	401,500
147	401,800
148	402,000
149	402,200
150	402,500
151	402,800
152	403,000
153	403,200
154	403,500
155	403,800
156	404,000
157	404,200

備考 教育人間科学部附属小学校，中学校又は幼稚園に勤務する副校長，副園長又は教頭のうち，その職務の級が 3 級である者の俸給月額は，この表の額に 7,500 円を加算した額とする。

医療職員俸給表(二)

(H27. 4. 1)

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級	
号俸	俸給月額														
1	145,000	1	182,900	1	218,200	1	244,400	1	277,100	1	324,900	1	369,900	1	436,000
2	146,400	2	184,500	2	219,800	2	245,800	2	279,100	2	326,900	2	372,600	2	438,600
3	147,800	3	186,100	3	221,400	3	247,000	3	281,300	3	329,100	3	375,200	3	441,100
4	149,200	4	187,700	4	223,000	4	248,400	4	283,500	4	331,300	4	377,900	4	443,700
5	150,400	5	189,200	5	224,400	5	249,600	5	285,700	5	333,300	5	380,300	5	446,100
6	152,200	6	190,800	6	226,000	6	250,800	6	287,800	6	335,500	6	383,000	6	448,600
7	153,900	7	192,400	7	227,500	7	252,000	7	289,900	7	337,600	7	385,600	7	451,100
8	155,600	8	193,900	8	229,100	8	253,300	8	292,100	8	339,800	8	388,300	8	453,600
9	157,300	9	195,500	9	230,400	9	254,600	9	294,100	9	341,800	9	390,400	9	456,000
10	159,000	10	197,200	10	231,900	10	255,600	10	296,300	10	343,900	10	392,700	10	458,400
11	160,700	11	198,800	11	233,300	11	256,700	11	298,400	11	346,100	11	394,900	11	461,000
12	162,500	12	200,500	12	234,600	12	257,700	12	300,600	12	348,200	12	397,100	12	463,400
13	164,000	13	202,100	13	236,300	13	259,000	13	302,800	13	349,900	13	399,200	13	465,900
14	165,900	14	203,700	14	237,700	14	260,600	14	304,800	14	351,900	14	401,200	14	467,400
15	167,900	15	205,300	15	238,900	15	262,200	15	306,900	15	353,800	15	403,200	15	468,700
16	169,800	16	206,900	16	240,300	16	263,700	16	308,900	16	355,800	16	405,300	16	470,000
17	171,700	17	208,400	17	241,500	17	265,300	17	311,100	17	357,700	17	407,100	17	471,200
18	173,600	18	210,000	18	242,700	18	267,100	18	313,100	18	359,700	18	409,100	18	472,500
19	175,400	19	211,700	19	243,900	19	268,900	19	315,200	19	361,700	19	411,000	19	473,800
20	177,300	20	213,400	20	245,200	20	270,800	20	317,300	20	363,700	20	413,100	20	475,100
21	179,200	21	214,700	21	246,600	21	272,600	21	319,200	21	365,500	21	414,900	21	476,300
22	180,700	22	216,200	22	247,600	22	274,400	22	321,200	22	367,500	22	416,500	22	477,700
23	182,200	23	217,600	23	248,700	23	276,200	23	323,100	23	369,600	23	418,100	23	479,100
24	183,700	24	219,100	24	249,800	24	278,000	24	325,100	24	371,700	24	419,600	24	480,300
25	185,300	25	220,500	25	251,000	25	279,800	25	327,100	25	373,100	25	421,100	25	481,700
26	186,800	26	221,900	26	252,500	26	281,700	26	329,000	26	374,900	26	422,400	26	483,000
27	188,300	27	223,200	27	253,900	27	283,600	27	331,000	27	376,700	27	423,700	27	484,400
28	189,700	28	224,500	28	255,400	28	285,400	28	333,000	28	378,400	28	425,000	28	485,800
29	191,200	29	225,900	29	256,900	29	287,400	29	334,600	29	380,200	29	426,300	29	487,200
30	192,500	30	227,300	30	258,600	30	289,300	30	336,400	30	381,700	30	427,500	30	488,300
31	193,800	31	228,800	31	260,300	31	291,100	31	338,100	31	383,300	31	428,700	31	489,400
32	195,100	32	230,200	32	262,000	32	293,000	32	339,900	32	385,000	32	429,800	32	490,500
33	196,500	33	231,600	33	263,500	33	294,800	33	341,600	33	386,300	33	431,000	33	491,600
34	197,900	34	232,900	34	265,300	34	296,500	34	343,400	34	387,600	34	432,200	34	492,500
35	199,300	35	234,000	35	267,000	35	298,300	35	345,300	35	388,900	35	433,400	35	493,400
36	200,700	36	235,300	36	268,800	36	300,100	36	347,100	36	390,100	36	434,600	36	494,300
37	201,800	37	236,700	37	270,300	37	301,600	37	348,900	37	391,200	37	435,900	37	495,300
38	203,100	38	238,000	38	272,000	38	303,300	38	350,600	38	392,400	38	436,700		
39	204,400	39	239,200	39	273,700	39	305,000	39	352,200	39	393,500	39	437,100		
40	205,700	40	240,500	40	275,400	40	306,600	40	353,900	40	394,600	40	437,800		
41	206,900	41	241,800	41	277,100	41	308,400	41	355,100	41	395,400	41	438,300		
42	208,100	42	243,100	42	278,700	42	310,100	42	356,200	42	396,200	42	438,700		
43	209,300	43	244,300	43	280,400	43	311,700	43	357,400	43	397,000	43	439,100		
44	210,500	44	245,400	44	282,100	44	313,400	44	358,600	44	397,800	44	439,500		
45	211,700	45	246,600	45	283,700	45	314,600	45	359,800	45	398,200	45	439,900		
46	212,800	46	248,000	46	285,400	46	316,000	46	360,600	46	398,800	46	440,300		
47	213,800	47	249,500	47	287,100	47	317,500	47	361,800	47	399,300	47	440,700		
48	214,900	48	251,000	48	288,700	48	319,100	48	362,900	48	399,700	48	441,000		
49	215,900	49	252,600	49	290,100	49	320,500	49	363,900	49	400,100	49	441,300		
50	216,900	50	254,000	50	291,700	50	321,800	50	364,900	50	400,400	50	441,700		
51	217,800	51	255,400	51	293,200	51	323,000	51	365,900	51	400,700	51	442,000		
52	218,800	52	256,800	52	294,800	52	324,300	52	366,900	52	401,000	52	442,300		
53	219,500	53	257,900	53	296,200	53	325,400	53	367,700	53	401,300	53	442,600		
54	220,400	54	259,300	54	297,700	54	326,400	54	368,500	54	401,600				
55	221,200	55	260,700	55	299,100	55	327,500	55	369,400	55	401,900				
56	222,200	56	262,100	56	300,600	56	328,500	56	370,300	56	402,200				
57	222,900	57	263,100	57	301,900	57	329,000	57	370,800	57	402,500				
58	223,800	58	264,400	58	303,100	58	329,900	58	371,600	58	402,800				
59	224,600	59	265,700	59	304,300	59	330,700	59	372,400	59	403,100				
60	225,400	60	267,000	60	305,700	60	331,600	60	373,200	60	403,500				
61	226,300	61	268,000	61	307,000	61	332,400	61	373,600	61	403,700				
62	227,200	62	269,200	62	308,200	62	332,700	62	374,300	62	404,000				
63	228,100	63	270,500	63	309,500	63	333,300	63	375,000	63	404,300				
64	229,200	64	271,800	64	310,700	64	334,000	64	375,700	64	404,600				
65	229,900	65	272,800	65	312,100	65	334,600	65	376,100	65	404,800				
66	230,700	66	273,900	66	312,900	66	335,300	66	376,700						
67	231,500	67	275,000	67	313,700	67	336,000	67	377,400						
68	232,400	68	276,100	68	314,500	68	336,700	68	378,000						
69	233,100	69	277,200	69	315,100	69	337,400	69	378,400						

別表第 6

70	233,800	70	278,200	70	315,800	70	337,900	70	378,900
71	234,500	71	279,300	71	316,500	71	338,500	71	379,400
72	235,200	72	280,400	72	317,100	72	339,100	72	379,900
73	235,900	73	281,300	73	317,800	73	339,400	73	380,500
74	236,700	74	282,000	74	318,000	74	340,000	74	381,000
75	237,500	75	282,500	75	318,600	75	340,500	75	381,600
76	238,300	76	283,300	76	319,200	76	341,100	76	382,200
77	238,900	77	284,100	77	319,800	77	341,600	77	382,700
78	239,500	78	284,700	78	320,300	78	342,100	78	383,200
79	240,100	79	285,300	79	320,800	79	342,600	79	383,700
80	240,700	80	285,900	80	321,300	80	343,000	80	384,200
81	241,100	81	286,600	81	321,900	81	343,300	81	384,500
82	241,500	82	287,100	82	322,400	82	343,600	82	385,000
83	241,900	83	287,500	83	322,800	83	344,000	83	385,400
84	242,300	84	287,900	84	323,300	84	344,300	84	385,800
85	242,700	85	288,100	85	323,800	85	344,800	85	386,200
		86	288,300	86	324,200	86	345,100		
		87	288,500	87	324,400	87	345,400		
		88	288,700	88	324,800	88	345,700		
		89	289,100	89	325,200	89	346,100		
		90	289,300	90	325,600	90	346,400		
		91	289,500	91	326,000	91	346,800		
		92	289,700	92	326,400	92	347,100		
		93	290,100	93	326,700	93	347,500		
		94	290,300	94	326,900	94	347,800		
		95	290,500	95	327,300	95	348,100		
		96	290,800	96	327,600	96	348,400		
		97	291,200	97	327,800	97	348,700		
		98	291,500	98	328,100	98	349,100		
		99	291,700	99	328,400	99	349,500		
		100	292,000	100	328,700	100	349,900		
		101	292,300	101	328,900	101	350,400		
		102	292,500	102	329,200	102	350,800		
		103	292,700	103	329,600	103	351,200		
		104	293,000	104	329,800	104	351,600		
		105	293,300	105	329,900	105	352,100		
		106		106	330,200				
		107		107	330,600				
		108		108	330,800				
		109		109	331,000				
		110		110	331,400				
		111		111	331,800				
		112		112	332,200				
		113		113	332,400				

医療職員俸給表(三)

(H27.4.1)

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
号俸	俸給月額												
1	158,400	1	185,900	1	234,300	1	257,300	1	283,000	1	328,200	1	372,900
2	159,800	2	188,000	2	236,100	2	258,300	2	284,800	2	330,300	2	375,500
3	161,300	3	190,100	3	237,900	3	259,200	3	286,700	3	332,400	3	378,200
4	162,700	4	192,100	4	239,700	4	260,300	4	288,700	4	334,600	4	380,800
5	164,200	5	194,200	5	241,100	5	261,200	5	290,500	5	336,800	5	383,000
6	165,700	6	196,500	6	242,400	6	262,200	6	292,300	6	338,900	6	385,400
7	167,200	7	198,800	7	243,600	7	263,000	7	294,200	7	341,100	7	387,700
8	168,700	8	201,100	8	244,900	8	264,100	8	296,100	8	343,200	8	390,000
9	170,000	9	203,500	9	246,000	9	265,200	9	298,000	9	344,900	9	392,000
10	171,700	10	204,900	10	247,100	10	266,000	10	299,900	10	346,900	10	394,100
11	173,300	11	206,300	11	248,000	11	267,200	11	301,700	11	348,800	11	396,300
12	174,900	12	207,700	12	249,000	12	268,400	12	303,600	12	350,800	12	398,600
13	176,400	13	209,100	13	250,300	13	269,700	13	305,300	13	352,800	13	400,500
14	178,400	14	210,600	14	251,400	14	271,100	14	307,000	14	354,900	14	402,500
15	180,400	15	212,100	15	252,200	15	272,300	15	308,800	15	357,000	15	404,700
16	182,400	16	213,300	16	253,200	16	273,800	16	310,600	16	359,000	16	406,900
17	184,600	17	214,700	17	254,100	17	275,200	17	312,500	17	361,000	17	408,900
18	186,700	18	216,200	18	255,000	18	276,600	18	314,100	18	363,000	18	411,100
19	188,800	19	217,700	19	256,000	19	277,900	19	315,800	19	365,100	19	413,300
20	190,900	20	219,200	20	257,000	20	279,400	20	317,500	20	367,200	20	415,400
21	193,000	21	220,600	21	257,900	21	281,000	21	319,000	21	368,900	21	417,300
22	195,200	22	222,300	22	258,900	22	282,600	22	320,500	22	371,000	22	419,200
23	197,400	23	224,000	23	259,900	23	284,100	23	322,100	23	373,100	23	421,000
24	199,600	24	225,700	24	260,900	24	285,600	24	323,600	24	375,100	24	422,900
25	201,600	25	227,100	25	262,100	25	286,900	25	325,300	25	377,100	25	424,600
26	202,900	26	228,800	26	263,500	26	288,700	26	326,700	26	378,700	26	426,200
27	204,200	27	230,500	27	264,700	27	290,500	27	328,200	27	380,600	27	427,900
28	205,500	28	232,200	28	266,100	28	292,200	28	329,800	28	382,500	28	429,500
29	206,700	29	233,800	29	267,400	29	293,800	29	331,200	29	384,300	29	430,800
30	207,900	30	235,200	30	268,900	30	295,500	30	332,700	30	386,000	30	432,100
31	209,200	31	236,500	31	270,500	31	297,100	31	334,100	31	387,900	31	433,700
32	210,400	32	237,700	32	272,000	32	298,800	32	335,600	32	389,700	32	435,200
33	211,700	33	239,000	33	273,600	33	300,300	33	337,200	33	391,400	33	436,900
34	213,000	34	240,100	34	275,100	34	301,800	34	338,700	34	393,100	34	438,500
35	214,300	35	241,000	35	276,400	35	303,400	35	340,300	35	394,900	35	439,900
36	215,600	36	242,100	36	277,800	36	305,000	36	341,800	36	396,600	36	441,300
37	217,000	37	243,200	37	279,400	37	306,500	37	343,500	37	398,200	37	442,400
38	218,400	38	244,300	38	280,800	38	307,900	38	345,100	38	399,900	38	443,700
39	219,800	39	245,200	39	282,300	39	309,500	39	346,600	39	401,700	39	445,000
40	221,200	40	246,300	40	283,700	40	311,100	40	348,200	40	403,500	40	446,400
41	222,200	41	247,100	41	285,300	41	312,700	41	349,400	41	405,000	41	447,400
42	223,600	42	248,000	42	286,900	42	314,100	42	350,900	42	406,500	42	448,100
43	225,000	43	248,900	43	288,400	43	315,500	43	352,400	43	408,000	43	448,900
44	226,400	44	249,900	44	290,000	44	317,000	44	353,800	44	409,300	44	449,500
45	227,600	45	250,800	45	291,400	45	318,100	45	355,400	45	410,400	45	450,400
46	229,000	46	251,800	46	292,800	46	319,500	46	356,400	46	411,500	46	451,100
47	230,300	47	252,800	47	294,300	47	320,900	47	357,900	47	412,600	47	451,900
48	231,600	48	253,800	48	295,800	48	322,400	48	359,200	48	413,800	48	452,700
49	232,700	49	254,800	49	297,100	49	323,500	49	360,600	49	415,100	49	453,400
50	233,800	50	256,000	50	298,400	50	324,900	50	362,000	50	416,200	50	454,100
51	234,800	51	257,200	51	299,800	51	326,200	51	363,300	51	417,400	51	454,800
52	235,900	52	258,500	52	301,200	52	327,500	52	364,700	52	418,500	52	455,600
53	237,000	53	259,700	53	302,700	53	328,900	53	366,200	53	419,700	53	456,400
54	238,100	54	261,200	54	304,000	54	330,300	54	367,400	54	420,700	54	457,200
55	239,100	55	262,600	55	305,400	55	331,700	55	368,500	55	421,800	55	457,900
56	240,100	56	264,100	56	306,800	56	333,000	56	369,700	56	422,900	56	458,600
57	241,100	57	265,700	57	307,900	57	333,900	57	370,800	57	424,000	57	459,400
58	242,100	58	267,300	58	309,100	58	335,200	58	371,700	58	424,500		
59	242,900	59	268,800	59	310,300	59	336,400	59	372,700	59	425,100		
60	243,900	60	270,400	60	311,700	60	337,700	60	373,700	60	425,500		
61	244,900	61	271,800	61	312,800	61	338,800	61	374,300	61	426,100		
62	245,900	62	273,300	62	314,100	62	339,700	62	375,100	62	426,600		
63	246,800	63	274,800	63	315,400	63	340,900	63	375,900	63	427,000		
64	247,800	64	276,200	64	316,600	64	342,200	64	376,700	64	427,500		
65	248,700	65	277,800	65	317,900	65	343,300	65	377,400	65	428,100		
66	249,700	66	279,300	66	319,200	66	344,500	66	378,100	66	428,500		
67	250,800	67	280,800	67	320,500	67	345,700	67	378,900	67	428,800		
68	251,800	68	282,300	68	321,800	68	346,800	68	379,600	68	429,100		
69	252,700	69	283,500	69	322,500	69	347,800	69	380,200	69	429,500		

別表第 7

70	253,800	70	285,000	70	323,600	70	348,800	70	380,800
71	255,000	71	286,500	71	324,700	71	349,900	71	381,500
72	256,200	72	287,900	72	325,600	72	351,000	72	382,100
73	257,600	73	289,100	73	326,900	73	351,800	73	382,800
74	258,900	74	290,500	74	327,600	74	352,900	74	383,300
75	260,200	75	291,900	75	328,700	75	354,000	75	383,900
76	261,500	76	293,200	76	329,900	76	355,100	76	384,400
77	262,500	77	294,700	77	331,000	77	355,800	77	384,800
78	263,600	78	296,000	78	332,200	78	356,600	78	385,400
79	264,900	79	297,200	79	333,300	79	357,400	79	385,900
80	266,200	80	298,500	80	334,500	80	358,100	80	386,200
81	267,300	81	299,300	81	335,600	81	358,700	81	386,500
82	268,300	82	300,500	82	336,700	82	359,200	82	387,000
83	269,400	83	301,600	83	337,700	83	359,800	83	387,400
84	270,500	84	302,800	84	338,800	84	360,300	84	387,700
85	271,400	85	303,900	85	339,700	85	360,900	85	388,000
86	272,300	86	305,100	86	340,700	86	361,400	86	388,500
87	273,400	87	306,300	87	341,600	87	362,000	87	389,000
88	274,500	88	307,400	88	342,600	88	362,500	88	389,400
89	275,500	89	308,700	89	343,600	89	362,900	89	389,700
90	276,400	90	309,900	90	344,400	90	363,300	90	390,100
91	277,400	91	311,100	91	345,200	91	363,900	91	390,600
92	278,400	92	312,300	92	346,000	92	364,400	92	391,000
93	279,400	93	313,100	93	346,600	93	364,700	93	391,400
94	280,400	94	313,800	94	347,200	94	365,200		
95	281,300	95	314,500	95	347,900	95	365,600		
96	282,300	96	315,100	96	348,500	96	365,900		
97	283,200	97	315,800	97	348,900	97	366,500		
98	284,000	98	316,100	98	349,300	98	367,000		
99	284,600	99	316,700	99	349,800	99	367,500		
100	285,500	100	317,400	100	350,200	100	368,000		
101	286,300	101	317,800	101	350,700	101	368,600		
102	287,100	102	318,400	102	351,100	102	369,100		
103	287,900	103	319,000	103	351,600	103	369,600		
104	288,700	104	319,600	104	352,000	104	370,000		
105	289,400	105	320,000	105	352,300	105	370,600		
106	289,900	106	320,500	106	352,800	106	371,100		
107	290,400	107	321,000	107	353,200	107	371,600		
108	290,900	108	321,500	108	353,500	108	372,100		
109	291,100	109	321,900	109	354,000	109	372,700		
110	291,400	110	322,300	110	354,500	110	373,100		
111	291,600	111	322,600	111	355,000	111	373,600		
112	292,000	112	322,900	112	355,500	112	374,100		
113	292,300	113	323,300	113	356,000	113	374,700		
114	292,500	114	323,700	114	356,500				
115	292,900	115	324,100	115	357,000				
116	293,200	116	324,400	116	357,400				
117	293,500	117	324,600	117	357,800				
118	293,800	118	324,900	118	358,200				
119	294,100	119	325,300	119	358,700				
120	294,500	120	325,500	120	359,200				
121	294,800	121	325,700	121	359,600				
122	295,200	122	326,000	122	360,100				
123	295,500	123	326,300	123	360,600				
124	295,900	124	326,600	124	361,100				
125	296,100	125	326,800	125	361,400				
126	296,300	126	327,100						
127	296,600	127	327,500						
128	297,000	128	327,700						
129	297,200	129	327,800						
130	297,500	130	328,100						
131	297,900	131	328,500						
132	298,300	132	328,700						
133	298,500	133	329,000						
134	298,800	134	329,400						
135	299,200	135	329,800						
136	299,500	136	330,200						
137	299,700	137	330,500						
138	300,000	138	330,900						
139	300,400	139	331,300						
140	300,700	140	331,700						
141	300,900	141	332,000						
142	301,300	142	332,400						
143	301,700	143	332,700						

別表第 7

144	302,000	144	333,100
145	302,100	145	333,400
146	302,400	146	333,800
147	302,700	147	334,200
148	303,100	148	334,600
149	303,300	149	334,900
150	303,500	150	335,300
151	303,800	151	335,700
152	304,100	152	336,100
153	304,500	153	336,400
154	304,700		
155	304,900		
156	305,200		
157	305,500		
158	305,800		
159	306,100		
160	306,400		
161	306,800		
162	307,100		
163	307,400		
164	307,700		
165	308,100		
166	308,400		
167	308,700		
168	309,000		
169	309,400		

別表第8

諸手当表

1 扶養手当

扶養親族 1人につき	
配偶者	13,000円
配偶者以外	6,500円
ただし、配偶者がいない場合の1人目に限り11,000円	

※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族（子に限る。）には5,000円を加算する。

2 住居手当

借家・借間
(家賃額の2分の1)-500円 (算出された額の百円未満切捨)

※家賃の額が55,000円以上の場合は27,000円とする。(家賃の額が23,000円未満の場合は別に定める。)

ただし、第14条第1項第2号に基づくものは、以上により算出される額の2分の1の額(百円未満切捨)とする。

3 通勤手当

自動車等使用者

片道通勤距離	金額
5km未満	2,000円
5km以上10km未満	4,200円
10km以上15km未満	7,100円
15km以上20km未満	10,000円
20km以上25km未満	12,900円
25km以上30km未満	15,800円
30km以上35km未満	18,700円
35km以上40km未満	21,600円
40km以上45km未満	24,400円
45km以上50km未満	26,200円
50km以上55km未満	28,000円
55km以上60km未満	29,800円
60km以上	31,600円

交通機関利用者
運賃相当額

※運賃相当額、又は運賃相当額と自動車等使用の月額合計が55,000円を超える場合は、55,000円とする。

4 単身赴任手当

基本額30,000円に職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じて次の額を加算する。

距離	加算額
100km以上 300km未満	6,000円
300km以上 500km未満	13,000円
500km以上 700km未満	20,000円
700km以上 900km未満	26,000円
900km以上1,100km未満	33,000円
1,100km以上1,300km未満	38,000円
1,300km以上1,500km未満	43,000円
1,500km以上2,000km未満	48,000円
2,000km以上2,500km未満	53,000円
2,500km以上	58,000円

別表第9

地域手当の支給地域区分表

級地	都道府県	支給地域
1級地	東京都	特別区
2級地	茨城県	取手市, つくば市
	埼玉県	和光市
	千葉県	袖ヶ浦市, 印西市
	東京都	武蔵野市, 調布市, 町田市, 小平市, 日野市, 国分寺市, 狛江市, 清瀬市, 多摩市
	神奈川県	横浜市, 川崎市, 厚木市
	愛知県	刈谷市, 豊田市
	大阪府	大阪市, 守口市
3級地	茨城県	守谷市
	埼玉県	さいたま市, 志木市
	千葉県	千葉市, 成田市
	東京都	八王子市, 青梅市, 府中市, 東村山市, 国立市, 福生市, 稲城市, 西東京市
	神奈川県	鎌倉市
	愛知県	名古屋市, 豊明市
	大阪府	池田市, 高槻市, 門真市
	兵庫県	西宮市, 芦屋市
4級地	茨城県	牛久市
	埼玉県	東松山市, 朝霞市
	千葉県	船橋市, 浦安市
	東京都	立川市
	神奈川県	相模原市, 藤沢市
	三重県	鈴鹿市
	京都府	京田辺市
	大阪府	豊中市, 吹田市, 寝屋川市, 箕面市, 羽曳野市
	兵庫県	神戸市
	奈良県	天理市
	5級地	宮城県
茨城県		水戸市, 日立市, 土浦市, 龍ヶ崎市
埼玉県		坂戸市
千葉県		市川市, 松戸市, 佐倉市, 市原市, 富津市
東京都		三鷹市, あきる野市
神奈川県		横須賀市, 平塚市, 小田原市, 大和市
愛知県		西尾市, 知多市, みよし市
三重県		四日市市
滋賀県		大津市, 草津市, 栗東市
京都府		京都市
大阪府		堺市, 枚方市, 茨木市, 八尾市, 柏原市, 東大阪市, 交野市
兵庫県		尼崎市, 伊丹市, 三田市
奈良県		奈良市, 大和郡山市
広島県		広島市
福岡県		福岡市, 春日市, 福津市
6級地		宮城県
	茨城県	古河市, ひたちなか市, 神栖市
	栃木県	宇都宮市, 大田原市, 下野市
	群馬県	高崎市
	埼玉県	川越市, 川口市, 行田市, 所沢市, 飯能市, 加須市, 春日部市, 羽生市, 鴻巣市, 上尾市, 草加市, 越谷市, 戸田市, 入間市, 久喜市, 三郷市, 比企郡滑川町, 比企郡鳩山町, 北葛飾郡杉戸町
	千葉県	野田市, 茂原市, 東金市, 柏市, 流山市, 印旛郡酒々井町, 印旛郡栄町
	神奈川県	三浦市, 三浦郡葉山町, 中郡二宮町
	山梨県	甲府市
	長野県	塩尻市
	岐阜県	岐阜市
	静岡県	静岡市, 沼津市, 磐田市, 御殿場市
	愛知県	岡崎市, 瀬戸市, 春日井市, 豊川市, 津島市, 碧南市, 安城市, 犬山市, 江南市, 田原市, 弥富市, 西春日井郡豊山町
	三重県	津市, 桑名市, 亀山市
	滋賀県	彦根市, 守山市, 甲賀市
	京都府	宇治市, 亀岡市, 向日市, 木津川市
	大阪府	岸和田市, 泉大津市, 泉佐野市, 富田林市, 河内長野市, 和泉市, 藤井寺市, 泉南市, 阪南市, 泉南郡熊取町, 泉南郡田尻町, 泉南郡岬町, 南河内郡太子町
	兵庫県	明石市, 赤穂市
	奈良県	大和高田市, 橿原市, 香芝市, 北葛城郡王寺町

	和歌山県	和歌山市，橋本市
	香川県	高松市
	福岡県	太宰府市，糟屋郡新宮町，糟屋郡粕屋町
7級地	北海道	札幌市
	宮城県	名取市
	茨城県	笠間市，鹿嶋市，筑西市
	栃木県	栃木市，鹿沼市，小山市，真岡市
	群馬県	前橋市，太田市，渋川市
	埼玉県	熊谷市
	千葉県	木更津市，君津市，八街市
	東京都	武蔵村山市
	新潟県	新潟市
	富山県	富山市
	石川県	金沢市
	福井県	福井市
	山梨県	南アルプス市
	長野県	長野市，松本市，諏訪市，伊那市
	岐阜県	大垣市，多治見市，美濃加茂市，各務原市
	静岡県	浜松市，三島市，富士宮市，富士市，焼津市，掛川市，藤枝市，袋井市
	愛知県	豊橋市，一宮市，半田市，常滑市，小牧市，海部郡飛島村
	三重県	名張市，伊賀市
	滋賀県	長浜市，東近江市
	兵庫県	姫路市，加古川市，三木市
	奈良県	桜井市，宇陀市
	岡山県	岡山市
	広島県	三原市，東広島市，廿日市市，安芸郡海田町，安芸郡坂町
	山口県	周南市
	徳島県	徳島市，鳴門市，阿南市
	香川県	坂出市
	福岡県	北九州市，筑紫野市，糟屋郡宇美町
	長崎県	長崎市

備考

- この表の支給地域欄に掲げる名称は，平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し，その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第10

義務教育等教員特別手当表

教育職員俸給表（二）

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
1～4	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
5～8	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
9～12	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
13～16	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
17～20	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
21～24	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
25～28	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
29～32	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
33～36	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
37～40	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
41～44	7,700	10,500	13,800	16,700	
45～48	8,000	10,900	14,100	17,100	
49～52	8,300	11,300	14,400	17,400	
53～56	8,600	12,100	14,700	17,700	
57～60	8,800	12,500	15,200	18,000	
61～64	9,100	12,900	15,500	18,300	
65～68	9,400	13,300	16,100	18,500	
69～72	9,700	13,700	16,300	18,700	
73～76	9,900	14,000	16,500	18,900	
77～80	10,200	14,400	17,000	19,100	
81～84	10,400	14,700	17,200		
85～88	10,600	15,000	17,400		
89～92	10,800	15,400	17,600		
93～96	11,000	15,700	17,800		
97～100	11,200	16,000	18,100		
101～104	11,400	16,300	18,200		
105～108	11,500	16,500	18,300		
109～112	11,600	16,800	18,400		
113～116	11,700	17,000			
117～120	11,900	17,200			
121～124	12,000	17,400			
125～128	12,100	17,600			
129～132	12,300	17,600			
133～136	12,400	17,600			
137～140	12,500	17,600			
141～144	12,600				
145～148	12,800				
149～152	12,900				
153	13,000				

教育職員俸給表（三）

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
1～4	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
5～8	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
9～12	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
13～16	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
17～20	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
21～24	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
25～28	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
29～32	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
33～36	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
37～40	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
41～44	7,700	8,900	13,800	15,100	
45～48	8,000	9,300	14,100	15,500	
49～52	8,300	9,700	14,400	15,900	
53～56	8,600	10,500	14,700	16,300	
57～60	8,800	10,900	15,200	16,700	
61～64	9,100	11,300	15,500	17,100	
65～68	9,400	12,100	16,100	17,400	
69～72	9,700	12,500	16,300	17,700	
73～76	9,900	12,900	16,500	18,000	
77～80	10,200	13,300	17,000	18,300	
81～84	10,400	13,700	17,200	18,500	
85～88	10,600	14,000	17,400	18,700	
89～92	10,800	14,400	17,600	18,900	
93～96	11,000	14,700	17,800	19,100	
97～100	11,200	15,000	18,100		
101～104	11,400	15,400	18,200		
105～108	11,500	15,700	18,300		
109～112	11,600	16,000	18,400		
113～116	11,700	16,300			
117～120	11,900	16,500			
121～124	12,000	16,800			
125～128	12,100	17,000			
129～132		17,200			
133～136		17,400			
137～140		17,600			
141～144		17,600			
145～148		17,600			
149		17,600			

備考 教育人間科学部附属幼稚園に勤務する者に適用する場合は、この表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

附則別表第 1

職務の級の切替表（附則第 2 条関係）

俸 給 表	旧級	新級
一般職員俸給表(一)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	1 0 級	8 級
	1 1 級	9 級
一般職員俸給表(二)	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第2

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級以外の職員の号俸の切替表（附則第3条関係）

イ 一般職員俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30

14	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
	3月未滿			113							

29	3月以上6月未滿		114						
	6月以上9月未滿		115						
	9月以上12月未滿		116						
	12月以上		117						
30	3月未滿		117						
	3月以上6月未滿		118						
	6月以上9月未滿		119						
	9月以上12月未滿		120						
	12月以上		121						
31	3月未滿		121						
	3月以上6月未滿		122						
	6月以上9月未滿		123						
	9月以上12月未滿		124						
	12月以上		125						
32	3月未滿		125						
	3月以上6月未滿		125						
	6月以上9月未滿		125						
	9月以上12月未滿		125						
	12月以上		125						

ロ 一般職員俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
	3月未満	53	53	49	61	41	37

15	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
17	12月以上	61	61	57	69	49	45
	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
18	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
19	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
	3月未滿	69	69	65	77	57	53
20	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
21	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
22	12月以上	77	77	69	85	65	61
	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
23	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
24	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
	3月未滿	85	85	75	93	73	69
25	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
26	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
27	12月以上	93	93	79	101	81	
	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
28	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
29	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
	3月未滿	101	101	85	109	89	
30	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
31	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
32	12月以上	109	109	89	117		
	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
33	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		

30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上6月未滿		126				
	6月以上9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

ハ 教育職員俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
	3月未満	53	53	53	45	37

15	3月以上6月未滿	54	54	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未滿	57	57	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	51	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	52	44
17	12月以上	61	61	61	53	45
	3月未滿	61	61	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	55	47
18	9月以上12月未滿	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
	3月未滿	65	65	65	57	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	58	50
19	6月以上9月未滿	67	67	67	59	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
	3月未滿	69	69	69	61	53
20	3月以上6月未滿	70	70	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	63	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
21	3月未滿	73	73	73	65	57
	3月以上6月未滿	74	74	74	66	58
	6月以上9月未滿	75	75	75	67	59
	9月以上12月未滿	76	76	76	68	60
22	12月以上	77	77	77	69	61
	3月未滿	77	77	77	69	61
	3月以上6月未滿	78	78	78	70	62
	6月以上9月未滿	79	79	79	71	63
23	9月以上12月未滿	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
	3月未滿	81	81	81	73	65
	3月以上6月未滿	82	82	82	74	66
24	6月以上9月未滿	83	83	83	75	67
	9月以上12月未滿	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
	3月未滿	85	85	85	77	69
25	3月以上6月未滿	86	86	86	78	70
	6月以上9月未滿	87	87	87	79	71
	9月以上12月未滿	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
26	3月未滿	89	89	89	81	
	3月以上6月未滿	90	90	90	82	
	6月以上9月未滿	91	91	91	83	
	9月以上12月未滿	92	92	92	84	
27	12月以上	93	93	93	85	
	3月未滿	93	93	93	85	
	3月以上6月未滿	94	94	94	86	
	6月以上9月未滿	95	95	95	87	
28	9月以上12月未滿	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
	3月未滿	97	97	97	89	
	3月以上6月未滿	98	98	98	90	
29	6月以上9月未滿	99	99	99	91	
	9月以上12月未滿	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
	3月未滿	101	101	101		
30	3月以上6月未滿	102	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
31	3月未滿	105	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108	108		
32	12月以上	109	109	109		
	3月未滿	109	109			
	3月以上6月未滿	110	110			
	6月以上9月未滿	111	111			
33	9月以上12月未滿	112	112			
	12月以上	113	113			

30	3月未滿	113	113			
	3月以上6月未滿	114	114			
	6月以上9月未滿	115	115			
	9月以上12月未滿	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未滿	117	117			
	3月以上6月未滿	118	118			
	6月以上9月未滿	119	119			
	9月以上12月未滿	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未滿	121	121			
	3月以上6月未滿	122	122			
	6月以上9月未滿	123	123			
	9月以上12月未滿	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未滿	125	125			
	3月以上6月未滿	126	126			
	6月以上9月未滿	127	127			
	9月以上12月未滿	128	128			
	12月以上	129	129			
34	3月未滿	129	129			
	3月以上6月未滿	130	130			
	6月以上9月未滿	131	131			
	9月以上12月未滿	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未滿	133				
	3月以上6月未滿	134				
	6月以上9月未滿	135				
	9月以上12月未滿	136				
	12月以上	137				
36	3月未滿	137				
	3月以上6月未滿	138				
	6月以上9月未滿	139				
	9月以上12月未滿	140				
	12月以上	141				
37	3月未滿	141				
	3月以上6月未滿	142				
	6月以上9月未滿	143				
	9月以上12月未滿	144				
	12月以上	145				
38	3月未滿	145				
	3月以上6月未滿	146				
	6月以上9月未滿	147				
	9月以上12月未滿	148				
	12月以上	149				

ニ 教育職員俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
	3月未満	53	53	45	37

15	3月以上6月未滿	54	54	46	37
	6月以上9月未滿	55	55	47	37
	9月以上12月未滿	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未滿	57	57	49	
	3月以上6月未滿	58	58	50	
	6月以上9月未滿	59	59	51	
	9月以上12月未滿	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未滿	61	61	53	
	3月以上6月未滿	62	62	54	
	6月以上9月未滿	63	63	55	
	9月以上12月未滿	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未滿	65	65	57	
	3月以上6月未滿	66	66	58	
	6月以上9月未滿	67	67	59	
	9月以上12月未滿	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未滿	69	69	61	
	3月以上6月未滿	70	70	62	
	6月以上9月未滿	71	71	63	
	9月以上12月未滿	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未滿	73	73	65	
	3月以上6月未滿	74	74	66	
	6月以上9月未滿	75	75	67	
	9月以上12月未滿	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未滿	77	77	69	
	3月以上6月未滿	78	78	70	
	6月以上9月未滿	79	79	71	
	9月以上12月未滿	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未滿	81	81	73	
	3月以上6月未滿	82	82	74	
	6月以上9月未滿	83	83	75	
	9月以上12月未滿	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未滿	85	85	77	
	3月以上6月未滿	86	86	77	
	6月以上9月未滿	87	87	77	
	9月以上12月未滿	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未滿	89	89		
	3月以上6月未滿	90	90		
	6月以上9月未滿	91	91		
	9月以上12月未滿	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未滿	93	93		
	3月以上6月未滿	94	94		
	6月以上9月未滿	95	95		
	9月以上12月未滿	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未滿	97	97		
	3月以上6月未滿	98	98		
	6月以上9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		

30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	126	126		
	6月以上9月未滿	127	127		
	9月以上12月未滿	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未滿	129			
	3月以上6月未滿	130			
	6月以上9月未滿	131			
	9月以上12月未滿	132			
	12月以上	133			
35	3月未滿	133			
	3月以上6月未滿	134			
	6月以上9月未滿	135			
	9月以上12月未滿	136			
	12月以上	137			
36	3月未滿	137			
	3月以上6月未滿	138			
	6月以上9月未滿	139			
	9月以上12月未滿	140			
	12月以上	141			
37	3月未滿	141			
	3月以上6月未滿	142			
	6月以上9月未滿	143			
	9月以上12月未滿	144			
	12月以上	145			
38	3月未滿	145			
	3月以上6月未滿	146			
	6月以上9月未滿	147			
	9月以上12月未滿	148			
	12月以上	149			
39	3月未滿	149			
	3月以上6月未滿	150			
	6月以上9月未滿	151			
	9月以上12月未滿	152			
	12月以上	153			
40	3月未滿	153			
	3月以上6月未滿	153			
	6月以上9月未滿	153			
	9月以上12月未滿	153			
	12月以上	153			

ホ 教育職員俸給表（三）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
	3月未満	53	53	49	37

15	3月以上6月未滿	54	54	50	37
	6月以上9月未滿	55	55	51	37
	9月以上12月未滿	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未滿	57	57	53	
	3月以上6月未滿	58	58	54	
	6月以上9月未滿	59	59	55	
	9月以上12月未滿	60	60	56	
17	12月以上	61	61	57	
	3月未滿	61	61	57	
	3月以上6月未滿	62	62	58	
	6月以上9月未滿	63	63	59	
18	9月以上12月未滿	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
	3月未滿	65	65	61	
	3月以上6月未滿	66	66	62	
19	6月以上9月未滿	67	67	63	
	9月以上12月未滿	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
	3月未滿	69	69	65	
20	3月以上6月未滿	70	70	66	
	6月以上9月未滿	71	71	67	
	9月以上12月未滿	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
21	3月未滿	73	73	69	
	3月以上6月未滿	74	74	70	
	6月以上9月未滿	75	75	71	
	9月以上12月未滿	76	76	72	
22	12月以上	77	77	73	
	3月未滿	77	77	73	
	3月以上6月未滿	78	78	74	
	6月以上9月未滿	79	79	75	
23	9月以上12月未滿	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
	3月未滿	81	81	77	
	3月以上6月未滿	82	82	78	
24	6月以上9月未滿	83	83	79	
	9月以上12月未滿	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
	3月未滿	85	85	81	
25	3月以上6月未滿	86	86	82	
	6月以上9月未滿	87	87	83	
	9月以上12月未滿	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
26	3月未滿	89	89	85	
	3月以上6月未滿	90	90	86	
	6月以上9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	92	92	88	
27	12月以上	93	93	89	
	3月未滿	93	93	89	
	3月以上6月未滿	94	94	90	
	6月以上9月未滿	95	95	91	
28	9月以上12月未滿	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
	3月未滿	97	97	93	
	3月以上6月未滿	98	98	93	
29	6月以上9月未滿	99	99	93	
	9月以上12月未滿	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
	3月未滿	101	101		
30	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
31	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
32	12月以上	109	109		
	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
33	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		

30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	125	126		
	6月以上9月未滿	125	127		
	9月以上12月未滿	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未滿		129		
	3月以上6月未滿		130		
	6月以上9月未滿		131		
	9月以上12月未滿		132		
	12月以上		133		
35	3月未滿		133		
	3月以上6月未滿		134		
	6月以上9月未滿		135		
	9月以上12月未滿		136		
	12月以上		137		
36	3月未滿		137		
	3月以上6月未滿		138		
	6月以上9月未滿		139		
	9月以上12月未滿		140		
	12月以上		141		

へ 医療職員俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	経過期間									
1	3月未満				1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1	1	1	1
	12月以上				1	1	1	1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満		5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満		7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満		8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上		9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満		9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満		10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満		11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満		12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上		13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満		13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満		14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満		15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満		16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上		17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満		17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満		18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満		19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満		20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上		21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満		21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満		22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満		23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満		24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上		25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満		25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満		26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満		27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満		28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上		29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満		29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満		30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満		31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満		32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上		33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満		33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満		34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満		35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満		36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上		37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満		37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満		38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満		39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満		40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上		41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未満		41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満		42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満		43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満		44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上		45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未満		45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満		46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満		47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満		48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上		49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未満		49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満		50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満		51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満		52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上		53	53	53	49	45	41	37	33
	3月未満		53	53	53	49	45	41	37	33

15	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未滿	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未滿	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未滿	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未滿	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未滿		89	89	85				
	3月以上6月未滿		90	90	86				
	6月以上9月未滿		91	91	87				
	9月以上12月未滿		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未滿		93	93	89				
	3月以上6月未滿		94	94	90				
	6月以上9月未滿		95	95	91				
	9月以上12月未滿		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未滿		97	97	93				
	3月以上6月未滿		98	98	94				
	6月以上9月未滿		99	99	95				
	9月以上12月未滿		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未滿		101	101	97				
	3月以上6月未滿		102	102	98				
	6月以上9月未滿		103	103	99				
	9月以上12月未滿		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
28	3月未滿		105	105					
	3月以上6月未滿		105	106					
	6月以上9月未滿		105	107					
	9月以上12月未滿		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3月未滿			109					
	3月以上6月未滿			110					
	6月以上9月未滿			111					
	9月以上12月未滿			112					
	12月以上			113					

30	3月未滿			113					
	3月以上6月未滿			113					
	6月以上9月未滿			113					
	9月以上12月未滿			113					
	12月以上			113					

ト 医療職員俸給表（三）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
	3月未満	53	53	53	49	45	41	37

15	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上12月未滿	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			
	6月以上9月未滿	99	99	99	95			
	9月以上12月未滿	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未滿	101	101	101	97			
	3月以上6月未滿	102	102	102	98			
	6月以上9月未滿	103	103	103	99			
	9月以上12月未滿	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未滿	105	105	105	101			
	3月以上6月未滿	106	106	106	102			
	6月以上9月未滿	107	107	107	103			
	9月以上12月未滿	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未滿	109	109	109				
	3月以上6月未滿	110	110	110				
	6月以上9月未滿	111	111	111				
	9月以上12月未滿	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				

30	3月未滿	113	113	113				
	3月以上6月未滿	114	114	114				
	6月以上9月未滿	115	115	115				
	9月以上12月未滿	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未滿	117	117	117				
	3月以上6月未滿	118	118	118				
	6月以上9月未滿	119	119	119				
	9月以上12月未滿	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未滿	121	121					
	3月以上6月未滿	122	122					
	6月以上9月未滿	123	123					
	9月以上12月未滿	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未滿	125	125					
	3月以上6月未滿	126	126					
	6月以上9月未滿	127	127					
	9月以上12月未滿	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未滿	129	129					
	3月以上6月未滿	130	130					
	6月以上9月未滿	131	131					
	9月以上12月未滿	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未滿	133	133					
	3月以上6月未滿	134	134					
	6月以上9月未滿	135	135					
	9月以上12月未滿	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未滿	137	137					
	3月以上6月未滿	138	138					
	6月以上9月未滿	139	139					
	9月以上12月未滿	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未滿	141	141					
	3月以上6月未滿	142	142					
	6月以上9月未滿	143	143					
	9月以上12月未滿	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未滿	145	145					
	3月以上6月未滿	146	146					
	6月以上9月未滿	147	147					
	9月以上12月未滿	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未滿	149						
	3月以上6月未滿	150						
	6月以上9月未滿	151						
	9月以上12月未滿	152						
	12月以上	153						
40	3月未滿	153						
	3月以上6月未滿	154						
	6月以上9月未滿	155						
	9月以上12月未滿	156						
	12月以上	157						
41	3月未滿	157						
	3月以上6月未滿	158						
	6月以上9月未滿	159						
	9月以上12月未滿	160						
	12月以上	161						

附則別表第3

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第3条関係）

イ 旧級が一般職員俸給表（一）11級である職員の新号俸

旧号俸	旧級		9級	10級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上6月未満		6	1
	6月以上9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上6月未満		10	1
	6月以上9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上6月未満		14	1
	6月以上9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上6月未満		18	1
	6月以上9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1
12	3月未満		21	1
	3月以上6月未満		22	2
	6月以上9月未満		23	3
	9月以上12月未満		24	4
	12月以上		25	5
13	3月未満		25	5
	3月以上6月未満		26	6
	6月以上9月未満		27	7
	9月以上12月未満		28	8
	12月以上		29	9

14	3月未滿	29	9
	3月以上6月未滿	30	10
	6月以上9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13
	6月以上9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14